

# 明初の地方行政区劃、府・州・県の沿革（稿）（一）

——『大明清類天文分野書』にもとづいて——

鶴見 尚弘

## はじめに

清一代の地方行政区劃をその地理的沿革について詳述した労作として、趙泉澄の『清代地理沿革表』<sup>①</sup>がある。この書は、十年の歳月を費して、実録・会典・則例・事例をはじめ、地理書・地方志・檔案類等にわたって膨大な史料を博搜し、これに精確にして詳備の考訂を加えており、清代の煩瑣な地方行政区劃の地理的變遷を知る上で裨益するところ極めて大なるものである。しかしながら、清代にさきだつ明代については、このように充実に整備された有用なものはない。しかるに、明一代の地方行政区劃の沿革をみるに、新置・廃止・陞降・改属・併入・散入、および地名の改称等は頻繁に行われ、これに加えて同地異名・同名異地の問題があり、明代地方行政区劃の地理的變遷もまた清代におとらず複雑である。

本稿では、明代地方行政区劃の沿革を明らかにするための一作業として、その地方行政区劃の基本であった省・府・州・県の沿革について、主として『大明清類天文分野書』にもとづき、明初—洪武十七（一三八四）年頃まで—のそれをあとづけたい。この時期は、明王朝による全国の統一から、王朝権力の確立への過程に当り、元制の踏襲から、明王朝独自の支配体制へと改編がおこなわれていった時期でもある。このことは、地方行政区劃の整備という点についてみても決して例外ではなく、洪武十七年にいたるこの間は、明一代を通じてその改変の最も著しい時期に当る。なお、本稿中の「元」とは、必ずしも元一代を通ずる全時代を意味せず、明初に直接先行する元末を主としている。

本稿の執筆に際し、主として史料上の制約から、事実の確定に当って、十分な吟味をなしえないものが少なからず含まれている。補正を後日の課題としたい。いま「稿」と称するゆえんである。

## 第一章 『大明清類天文分野書』について

『大明清類天文分野書』二十四卷（以下、本書を『分野書』と略称）は、漢籍の分類からすれば天文ないしは術数の書に入るべきものであろうが、内容的にみれば一種の地理書でもある。

『太祖実録』卷一百六十七、洪武十七年閏十月の条に、  
是月大明清類天文分野書成。其書以十二分野星次分配天下郡県。於郡県之下又詳載古今建置沿革之由。通為二十四卷。詔頒賜秦・晉・今上・周・楚・齊六王。

とあるごとく、本書は、十二分野星次を以って天下の郡県を分かち、その建置沿革を記したものである。この書についてはすでに梅辛白が「寰宇通志与明一統志之比較」<sup>②</sup>の中で地理書として紹介してはいるが、その具体的内容については、全く言及していない。

従来、明代の中国全土にわたる地理書としては、一四五六（景泰七）年、陳循らが勅命によって編纂した『寰宇通志』一百二十九卷や、同書をほぼ全面的にうけ継ぎ、一四六一（天順五）年に完成した『大明一統志』九十卷等が良く知られている。これらの書は、何れも比較的史料の少ない明代中期までの地誌として、有用な記事を含むが、対象地域とその項目が広汎か

つ多岐にわたっているため、個別事項についての記述は簡略に過ぎるきらいがある。地方行政区劃の沿革もその例にもれず、特に明初のそれについては、記す所きわめて少なく、また可成りの誤謬を含んでもいる。

明代の初期に編纂された地理書としては、洪武三年十二月辛酉、儒士魏俊民等に命じ、天下の州郡について、その地理形勢と、降附の顛末とを編類せしめた『大明志書』があると伝えられる。この書は、すでに『明史』<sup>卷九十七</sup>志に、「卷亡」とあるごとく、はやくから亡失して伝わらない。また、『分野書』より十年後に編纂された『寰宇通衢書』も伝存しないから、明初の地理書として『分野書』は唯一のものであり、従ってその史料としての稀少価値も高いといわねばならない。

本書は、「今欽天監分配州郡。与唐志大抵相同。」とあるように、『唐書』の天文志（一部は『晉書』の天文志）にならって府・州・県を十二分野の星次に分ち、その古今にわたる建置沿革を詳記している。また、この書は、地理書と称しても、さきにのべた『大明一統志』等のいわゆる地誌とは異り、ただ明初の中国全土にわたる府・州・県を一定の順序に従って配列し、各地についてその上下統属關係を記したものである。このため、個々の府・州・県に関する社会・経済・文化等の人文地理的知見を得ようとする見地からすれば、期待はずれの書であるともいえようが、明初の地方行政区劃制度を知るためには重要な史料であり、また一種の地名表としての役割をも果すものである。

しかしながら、先にのべた如く、本書の篇別は、明代の現実の地方行政区劃の統属關係に副って構成されているわけではなく、古代の呉・越・齊・衛・魯・趙・晉・秦・周・楚・宋・燕という諸國別の区分を基礎とし、これを二十八宿に分配して全巻を構成しているようであるから、たとえば明代の行政区劃においては同一府内に所屬する二県が、古代の地域的区分においてはその所屬する國を異にする場合、両者は相互に、全く分離された巻に配せられて扱われることとなるのであって、これを明代の現実に即して使用するためには、これらの府・州・県のおのを、もう一度、明代の行政区劃とその統属關係における現実の位置に整理しなおしてみる必要があるのである。

次に本書成立の年代をみてみよう。さきにのべた如く、『太祖実録』<sup>卷一百六</sup>、洪武十七年閏十月の条に、「是月……書成」とあって、この日附は『分野書』<sup>凡</sup>例、「洪武十七年歲次甲子閏十月二十七日進」の日附によって裏付けられるから、本書は、洪武十七年閏十月に完成し、皇帝に献呈されたものである。

本書に記載されている内容は、何年頃までのものであるか。『太祖実録』によれば、本書の成立以前で、これにもっとも近い時期の地方行政区劃の改革の事例は、洪武十七年九月癸卯の条の「置広西慶遠府荔波県。」という、荔波県設置のことが見える。この記事はすでに、『分野書』<sup>卷二十</sup>の条にも、「本朝新立此県（荔波）。属慶遠府。」と、記載されている。また『太祖実録』<sup>卷一百一</sup>、十七年五月辛丑の条に、「割雲南東川府隸四川布政使。改烏撒・烏蒙・芒部為軍民府。」とあるが、『分野書』<sup>卷十六</sup>には、「本朝為東川府。洪武十六年改隸四川布政司。」とある。東川府が雲南布政使司より、四川布政使司へ改隸になった年を、『分野書』は、『太祖実録』の洪武十七年五月辛丑の条の記事より一年はやい洪武十六年としているが、それはともかく、この『分野書』成立の十七年には、すでに東川府は、四川布政使司へ改隸せしめられている。但し、烏撒・烏蒙・芒部の三軍民府については、『分野書』は、それらが洪武十六年に府として雲南より四川に改属せられた旨（『太祖実録』<sup>卷一百一</sup>、洪武十六年正月辛未の記事と一致）記してはいるものの、洪武十七年五月における府から軍民府への改革には、『分野書』は全く触れていない。また『太祖実録』<sup>卷一百一</sup>、洪武十六年冬十月丁丑の条には、「改仁德軍民府為尋甸軍民府。」とあるが、この記事は、『分野書』<sup>卷十五</sup>尋甸軍民府の条に、「尋甸軍民府旧仁。本朝洪武十六年置。十七年改尋甸軍民府。」とある。ここでは、さきの場合とは逆に、『分野書』の記述は、『太祖実録』よりも一年おそい、本書成立の年でもある洪武十七年となっている。但し、『太祖実録』の記事の内容は、忠実に『分野書』にも記されている。

以上に掲げた二・三の例からみても、刊行の直前まで、府・州・県ら、地方行政区劃の改革の記事のうちに取り上げようとした、本書編纂の立場

が知られるであろう。

しかしながら、このように現実を反映させようとした本書編纂の立場にも拘わらず、細部についてみれば誤りがないわけではない。例えば、『分野書』<sup>卷二</sup>鳳陽府の条に、

鳳陽府 支郡六、

壽州 滁州 六安州 潁州 泗州 徐州

とあるが、この中、徐州はすでに洪武十四年十一月に直隸州となっておりまた六安州は、洪武十五年廬州府に改属せしめられている。従って、本書刊行の洪武十七年閏十月には、兩州はすでに本府の支郡ではない。また鳳陽府属の宿州は、『分野書』<sup>卷二十二</sup>では、「宿州属鳳陽。」と正しく記されているにも拘わらず、同書<sup>卷二</sup>鳳陽府には宿州の名がみられず、同書

淮安府の条に記されているといった混乱もみられる。

このように個々の点についていえば、不十分な点もあるが、明初の地方行政区劃の地理的沿革を全般的に取りあげた書としては、他に類例のないものであり、関連史料を補うことによって、本書の史料的价值も一段と高まるものと思われる。

#### 〔註〕

(一) 開明書店(一九四一年)、中華書局(一九五五年)。「禹貢半月刊」二卷十期—七卷一・二・三合併号に掲載された論文をまとめたもの。

(二) 山根幸夫「明太祖政權の確立期について」『史論』第十三集、一九六五年。

(三) 本書は、静嘉堂文庫・尊経閣文庫等に蔵せられているが、近年東洋文庫で公開せられた旧北京図書館所蔵善本のマイクロフィルムの中にも収められている。ともに脱落・破損などで判読しがたい所があるが、概ね相補うことができる。但し卷十三の二十七、二十八葉(延安府の甘泉、保安県、鄜州の洛川、中部県の部)は何れにも欠けている。

(四) 『静嘉堂文庫漢籍分類目録』では、三 子部、七 術数類、(二) 占候の部に、『尊経閣文庫漢籍分類目録』では子部、宋元明清百家類、十三 術数之属に入れられている。

(五) 『明実録』の卷数は、全て中央研究院歴史語言研究所校印本に拠る。

(六) 『禹貢半月刊』第二卷第九期、一九三五年。

(七) 藤井宏「大明一統志」『世界歴史事典』史料篇 東洋 平凡社、一九五五年。

(八) 梅辛白「寰宇通志与明一統志之比較」。なお、楊慎攷編の「春秋左伝地名考、大明清類天文分野書附(『升菴雜著』)」に「大明清類天文分野書、洪武三年、儒士魏俊民等六人に命じて編ぜしめ、洪武十七年甲子閏十月二十七日進ず」とあるが『大明志書』と『分野書』との関係については、なお検討を要しよう。

(九) 梅辛白、前掲論文。

(一〇) 『分野書』凡。

(一一) このようなものとして、宋、淳祐七年十一月の「天文図」・「墜理図」の拓本が東洋文庫に蔵せられている。なお、この拓本に關し、東洋文庫の広瀬洋子氏から御教示頂いた。記して厚く謝意を表する。

(一二) 以下の具体的実証については、第二章以下の該当部分を参照のこと。

(一三) 『実録』・『分野書』・地方志等にみられる同一の地方行政区劃の改属・陞降……などの年月のくい違いが直ちに一方の誤りであるとはいきれないかもしれない。例えば中央での改革決定の年月と地方での実施の年月に若干の相違がある場合もあろう。

## 第二章 明初、府・州・県の地理的沿革

### 一 直隸

○元、江南の地は、江浙等処行中書省に属し、江北の地は、河南江北等処行中書省に属す。

○太祖、丙申(至正十六年)七月、江南行中書省をおく。○洪武元年八月、金陵をもつて南京となす。行中書省を罷めて、応天等の府を中書省に直隸せしむ。○直隸府十七

(応天・太平・寧国・鎮江・池州・徽州・常州・蘇州・松江・広興・鳳陽・揚州・淮安・廬州・安慶・湖州・嘉興)、州三。

○洪武四年十月、広興府を改めて広德州となす。○洪武十三年正月、中書省を罷めて、領するところを六部に直隸せしむ。○洪武十四年十一月、直隸湖州府・嘉興府を浙江等処承宣布政使司に改属せしむ。

直隸、府十四（応天・太平・寧国・鎮江・池州・徽州・常州・蘇州・松江・鳳陽・揚州・淮安・廬州・安慶）、州十五、県九十三

- (1) 応天府（元、集慶路、江浙行省に属す。二州〔溧水・溧陽〕・三県〔上元・江寧・句容〕を領す）

○丙申（至正十六年）三月、集慶路を改めて応天府となす。○三月、上元・江寧二県をおく。○上元・江寧二県を京府赤県となす。府、州二（溧水・溧陽）、県三（上元・江寧・句容）を領す。○洪武元年八月、金陵をもつて南京となす。中書省に隸す。○洪武二年、溧水・溧陽二州を改めて県となす。府、県五を領す。○洪武九年三月、六合県の孝義郷、和州の白馬・仁豊郷、滁州の豊城郷の地を割して江浦県をおき、応天府に隸せしむ。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県六（旧三、新三）

上元 赤県 ○丙申（至正十六年）三月、県をおく。この年、県治を淳化鎮に遷し、次年また旧治に還す。

江寧 赤県 ○丙申（至正十六年）三月、県をおく。

句容 緑県

溧陽 旧州 緑県 ○洪武二年、州を改めて県となす。

溧水 旧州 緑県 ○洪武二年、州を改めて県となす。

江浦 新置 緑県 ○洪武九年三月、はじめて県をおく。

- (2) 太平府（元、太平路、江浙行省に属す。三県〔当塗・蕪湖・繁昌〕を領す）

○乙未（至正十五年）六月、太平路を改めて太平府となす。○甲辰（至正二十四年）、京師に直隸す。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県三（旧三）

当塗 綠郭 蕪湖 繁昌

- (3) 寧国府（元、寧国路、江浙行省に属す。六県〔宣城・涇・南陵・寧国・太平・旌徳〕を領す）

○丁酉（至正十七年）、路を改めて寧国府と曰う。○辛丑（至正二十一年）四月、寧国府を改めて宣城府となす。○丙午（至正二十六年）正月、宣城府を改めて宣州府となす。○呉元年四月、寧国府に改め、京師に直隸す。領県六。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県六（旧六）

宣城 綠郭 南陵 涇 寧国 旌徳 太平

- (4) 鎮江府（元、鎮江路、江浙行省に属す。三県〔丹徒・丹陽・金壇〕を領す）

○丙申（至正十六年）三月、鎮江路を改めて江淮府となす。○十二月、江淮府を改めて鎮江府となす。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県三（旧三）

丹徒 綠郭 丹陽 金壇

- (5) 池州府（元、池州路、江浙行省に属す。六県〔貴池・青陽・建徳・石埭・銅陵・東流〕を領す）

○辛丑（至正二十一年）八月、池州路を九華府となし、ついで改めて池州府となす。○京師に直隸す。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県六（旧六）

貴池 綠郭 青陽 建徳 東流 銅陵 石埭

- (6) 徽州府（元、徽州路、江浙行省に属す。一州〔婺源〕、五県〔歙・休寧・祁門・黟・績溪〕を領す）

○丁酉（至正十七年）七月、徽州路を改めて興安府となす。県五、州一

を領す。<sup>(2)</sup>○吳元年、興安府を改めて徽州府となし、浙江に属す。のち京師に直隸す。<sup>(3)</sup>○洪武二年、婺源州を降して県となす。府、領県六。

○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県六(旧五、新一)

歙<sup>(4)</sup> 休寧<sup>(5)</sup> 祁門<sup>(6)</sup> 績溪<sup>(7)</sup> 黟<sup>(8)</sup>

婺源<sup>(9)</sup> 州<sup>(10)</sup> 洪武二年、州を改めて県となす。

(7) 常州府(元、常州路、江浙行省に属す。二州〔無錫・宜興〕・二県〔晉陵・武進〕を領す)

○丁酉(至正十七年)三月丁亥、常州路を改めて長春府となす。○三月己丑、長春府を改めて常州府となす。○三月晉陵縣を改めて京臨縣となし、武進縣を改めて永定縣となす。ついで京臨縣を永定縣に併入す。○戊戌(至正十八年)十月、宜興州を改めて建寧州となし、ついで宜興州に復す。○壬寅(至正二十二年)六月、永定縣を武進縣となす。○甲辰(至正二十四年)、江陰州を改めて連洋州となし、ついで、江陰州に復す。○吳元年四月、江陰州を改めて県となし、江浙行中書省より常州府に改属す。○洪武元年、宜興州を改めて県となし、常州府に隸す。常州府、中書省に直隸す。県三、州一を領す。○洪武二年四月、無錫州を改めて県となし、常州府に隸す。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県四(旧一、新三)

武進<sup>(1)</sup> 郭<sup>(2)</sup> 丁酉(至正十七年)三月己丑、武進縣を改めて永定縣となし、ついで京臨縣を併入す。○壬寅(至正二十二年)六月、武進縣に復す。

宜興<sup>(3)</sup> 州<sup>(4)</sup> 戊戌(至正十八年)十月、改めて建寧州となし、ついで

宜興州に復す。○洪武元年、州を改めて県となす。

無錫<sup>(5)</sup> 州<sup>(6)</sup> 洪武二年四月、州を改めて県となす。

江陰<sup>(1)</sup> 州<sup>(2)</sup> 江浙行省に属す ○吳元年四月、州を改めて県となし、江浙行中書省より常州府に改属す。

(8) 蘇州府(元、平江路、江浙行省に属す。四州〔崑山・常熟・嘉定・吳江〕、二県〔吳・長洲〕を領す)

○丙申(至正十六年)二月、張士誠、平江路を改めて、隆平府とす。○ついで旧に復す。○吳元年九月、蘇州府に改め、中書省に隸す。○洪武二年、吳江等四州を県となす。○洪武八年、揚州府属の崇明縣をもつて来属せしむ。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県七(旧二、新五)

吳<sup>(1)</sup> 崑山<sup>(2)</sup> 郭<sup>(3)</sup> 長洲<sup>(4)</sup> 郭<sup>(5)</sup>

崑山<sup>(6)</sup> 州<sup>(7)</sup> 洪武二年、州を降して県となす。

常熟<sup>(8)</sup> 州<sup>(9)</sup> 洪武二年、州を降して県となす。

吳江<sup>(10)</sup> 州<sup>(11)</sup> 洪武二年、州を降して県となす。

嘉定<sup>(12)</sup> 州<sup>(13)</sup> 洪武二年、州を降して県となす。

崇明<sup>(14)</sup> 州<sup>(15)</sup> 揚州路に属す ○洪武二年、州を降して県となす。○洪武八年、揚州府属の崇明縣をもつて来属せしむ。

揚州府属の崇明縣をもつて来属せしむ。

(9) 松江府(元、松江府、江浙行省江南浙西道に属す。二県〔華亭・上海〕を領す)

○丁未(至正二十七年)正月、帰附し、京師に直隸す。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県二(旧二)

華亭<sup>(1)</sup> 郭<sup>(2)</sup> 上海<sup>(3)</sup>

(10) 広徳州(元、広徳路、江浙行省に属す。二県〔広徳・建平〕を領す)

○丙申（至正十六年）六月、広徳路を改めて広興府となす。<sup>(三)</sup>○丁酉（至正十七年）、広徳県を改めて広陽県となし、建平県とともに広徳府に属して京師に直隸せしむ。<sup>(三)</sup>○洪武四年十月、糧、万に満たざるを以って広興府を改めて広徳州となす。領県二（広陽・建平）○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。<sup>(三)</sup>○四月、広陽県を革めて州に併入す。<sup>(三)</sup>

領県一（旧一）  
建平

(1) 補注(三)  
鳳陽府（元、濠州、安豊路に属す。三県〔鍾離・定遠・懷遠〕を領す）

○呉元年、濠州を改めて臨濠府となす。<sup>(三)</sup>○泗州（淮安路属）、臨濠府に属す。○洪武元年、寿州、臨濠府に隸す。○洪武二年九月、臨濠府属の泗州・寿州を中書省に直隸せしむ。詔して臨濠をもつて中都となす。<sup>(三)</sup>○洪武四年二月、寿・邳・徐・宿・穎・息・光・六安・信陽の九州、五河・懷遠・中立・定遠・蒙城・霍丘・英山・宿遷・睢寧・碭山・靈璧・潁上・泰和・固始・光山・豊・沛・蕭の一十八県を臨濠府に隸す。○洪武四年三月、泗州をもつて臨濠府に隸せしむ。○洪武四年、息州を降して県となし、潁州に改属す。○洪武六年、亳州を県となし、潁州に改属す。<sup>(三)</sup>○洪武六年九月、臨濠府を改めて中立府となす。○洪武七年七月、泗州所属の虹県、中立府に直隸す。○洪武七年八月、中立府を改めて鳳陽府となす。臨濠府を析して鳳陽県をおく。○洪武七年、直隸滁州を鳳陽府に隸せしむ。信陽州を河南の汝寧府に改属す。○洪武七年、和州、鳳陽府に属し、ついで京師に隸す。○洪武八年十月、鳳陽府治を臨濠新城に遷す。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。○洪武十三年十一月、来安・全椒二県を滁州におく。○洪武十四年十一月、徐州を以って六部に直隸せしめ、豊・沛・蕭・碭山四県を以って之に属せしむ。<sup>(三)</sup>○洪武十四年、光州ならびに属県固始・光山、および息の三県を汝寧府に改属す。○洪武十五年、邳州ならびに属県睢寧、宿遷をもつて淮

安府に隸せしむ。<sup>(三)</sup>六安州ならびに属県英山県を廬州府に改属す。<sup>(三)</sup>

領州五

寿州（霍丘・蒙城）

滁州（来安・全椒）

潁州（潁上・太和・亳）

泗州（盱眙・天长）

宿州（靈璧）

領県六（旧三、新三）

鳳陽 新置

倚郭 ○洪武七年八月、臨淮県の太平・清渠・広徳・永豊四郷

を析して鳳陽県をおく。<sup>(三)</sup>

定遠

臨淮 ○洪武三年、鍾離県を中立県に改む。この年十二月、また臨

淮県に改む。○洪武七年、臨淮の地を析して鳳陽県をおく。○洪

武十一年、虹県を割して臨淮県を益す。

懷遠

五河 ○洪武四年二月、本府に改隸す。<sup>(三)</sup>

虹 ○洪武七年七月、泗州の属県の虹県、中立府に直隸す。<sup>(三)</sup>

(A) 寿州（元、安豊路、河南江北行省に属す。五県〔寿春・安豊・霍丘・下蔡・蒙城〕を領す）

○丙午（至正二十六年）、安豊路を改めて寿春府となす。<sup>(三)</sup>○呉元年、寿州に改む。○洪武元年、安豊・寿春・下蔡三県を廃し、併せて蒙城・霍丘二県となし、寿州に属し、臨濠府に隸す。○洪武二年九月、中書省に直隸す。○洪武四年二月、鳳陽府に還属す。

領県二

霍丘 蒙城

(B) 滁州（元、滁州、揚州路に属す。三県〔清流・来安・全椒〕を領す）

○国初、州となし、三県を去りて中書省に直隸す。<sup>(三)</sup>○洪武七年、滁州



○洪武元年閏七月、高郵府を州となし、揚州府に隸す。高郵県を廢す。  
領県二

興化 宝応

(B) 通州(元、通州、揚州路に属す。二県〔静海・海門〕を領す)

○洪武二年、静海県を省入し、崇明県をもつて通州に属す。○洪武八年、崇明県を分ちて蘇州府に改属す。

領県一

海門

(C) 泰州(元、泰州、揚州路に属す。二県〔海陵・如皋〕を領す)

○国朝、海陵県を省いて泰州に併入し、揚州府に属す。

領県一

如皋

(13) 淮安府(元、淮安路、河南江北行省に属す。三州〔海寧入属県〕

沭陽・朐山・贛榆・泗入属県―臨淮・虹・五河・盱眙・天長・安東)・四県〔山陽・清河・塩城・桃園〕を領す)

○丙午(至正二十六年)、淮安路を改めて淮安府となし、中書省に直隸す。

○呉元年、泗州、臨濠府に属す。○洪武初め、沭陽県を淮安府に改属す。○洪武二年正月、安東州を降して安東県となす。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。○洪武十五年、鳳陽府属の邳州

ならびに属県、睢寧・宿遷をもつて、改めて淮安府に隸す。

領州二

邳州(睢寧・宿遷)

海州(贛榆)

領県六(旧四・新二)

山陽 倚郭 塩城 沭陽 桃源 清河

安東州旧 ○洪武二年正月、安東州を降して安東県となす。

(A) 邳州(元、邳州、埭德府に属す。三県〔宿遷・睢寧・下邳〕を領す)

○本朝、洪武初、下邳県を併せて邳州に省入す。○洪武四年二月、中都に改属す。○洪武十五年、改めて淮安府に隸す。

領県二

睢寧 宿遷

(B) 海州(元、海寧州。淮安路に属す。三県〔朐山・沭陽・贛榆〕を領す)

○洪武初め、海州となす。沭陽県を淮安府に改属し、朐山県を省入す。

領県一

贛榆

(14) 廬州府(元、廬州路、河南江北行省に属す。三州〔無為・六安・和〕・三県〔合肥・舒城・梁〕を領す)

○甲辰(至正二十四年)七月、廬州路を改めて廬州府となす。○梁県を革めて以つて合肥県を益す。○無為州所属の廬江県を府に改属す。○洪武二年二月、和州を改めて歴陽県となし、廬州府に隸す。○九月、知県

陳善の請に従い、復して和州となし、京師に隸す。○洪武四年、六安州、臨濠府に改属す。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。○洪武十五年、六安州、廬州府に改属す。

領州二

無為州(巢)

六安州(英山・六安)

領県三

合肥 倚郭 舒城 廬江

(A) 無為州(元、無為州、廬江路に属す。三県〔無為・巢・廬

江」を領す

○至元二十八年、巢軍を攻めて降し、これを改めて巢県となし、無為州に属す。洪武初め、本州の倚郭無為県を無為州に併入す。

領県一

巢

(B) 六安州(元、六安州、廬州路に属す。二県「英山・六安」を領す)

○太祖、元にならって六安州となし、廬州府に隸し、六安県を省入す。

○洪武四年、改めて臨濠府に隸し、洪武六年、中立府に隸す。○洪武七年、鳳陽府に隸す。○洪武十五年、廬州府に改隸す。

領県一

英山

(15) 安慶府(元、安慶路、河南江北行省に属す。五県「懷寧・宿松・望江・太湖・桐城」を領す)

○辛丑(至正二十一年)八月、安慶府を改めて寧江府となす。○壬寅(至正三十二年)四月、寧江府を安慶府となす。○太祖、潜山県を新置す。○洪武十三年正月、中書省を罷めて六部に直隸せしむ。

領県六(旧五、新一)

懷寧 倚郭

宿松 望江 太湖 桐城

潜山 新置

旧野人原寨

○元、懷寧県の地に、野人原寨を置く。寨を去る

こと二十里、潜山あり。○太祖、潜山県を新置す。

(16) 徐州(元、徐州、歸徳府に属す。一県「蕭」を領す)

○呉元年、なお徐州をおく。○洪武二年七月、魚台県、濟寧に隸す。○洪武四年二月、中立府に隸す。○洪武十四年十一月、鳳陽府の徐州を以

つて六部に直隸せしめ、豊・沛・蕭・碭山四県を以って之に属せしむ。

領県四

蕭

碭山 旧濟寧路に属す

○呉元年、徐州に隸す。○洪武十四年十一月、鳳

陽府の徐州、六部に直隸す。

豊 旧濟寧路に属す

○呉元年、徐州に隸す。○洪武十四年十一月、鳳陽

府の徐州、六部に直隸す。

沛 旧濟寧路に属す

○呉元年、徐州に隸す。○洪武十四年十一月、鳳陽

府の徐州、六部に直隸す。

(17) 和州(元、和州、廬州路に属す。三県「歴陽・含山・烏江」を領す)

○呉元年、歴陽・烏江・含山三県を裁革し、ただ和州を存し、省部に直隸せしむ。○洪武二年二月、和州を降して歴陽県となし、廬州府に隸す。

○洪武二年九月、歴陽県を以って和州となし、中書省に隸す。○州南の周興郷・銅城郷・梅山郷を割して無為州に属せしむ。州東の仁豊郷・白

馬郷を割して江浦県に属せしむ。○洪武七年、鳳陽府に属す。○洪武九年三月、和州を析して江浦県をおく。○洪武十三年正月、中書省を罷め

て六部に直隸せしむ。○洪武十三年十一月、和州、含山県を属県となす。

領県一

含山

〔註〕

(一) 嘉靖「南畿志」卷二「總志」二、康熙「江南通志」卷四「建置沿革總表」

綏土世代表 與地志



(六) 註(七)に同じ。  
い、寧国府に改む」とある。

(七) 「分野書」卷一。  
寧国府

(八) 「分野書」卷一、  
鎮江府  
「南畿志」卷二十四、郡県志二十一、「元一統志」  
鎮江府属沿革

卷八、江浙等  
処行中書省

(九) 「太祖実録」四卷。

(一〇) 同右。

(一一) 註(七)に同じ。

(一二) 註(元)に同じ。

(一三) 「分野書」卷一、  
池州府  
「南畿志」卷五十、郡県志四十七。なお、「明史」  
卷四十、地は江東道に属すとあるが、「南畿志」は江南道とする。

理、南京、地は江東道に属すとあるが、「南畿志」は江南道とする。

(一四) 「太祖実録」九卷。乾「池州府志」卷一、旧志を引用して「明初、更  
めて九華府と名づく。尋いでまた更めて華陽府と名づく。尋いで定めて  
池州府と為す」とある。なお、嘉「石埭県志」卷一、輿地篇に、「洪武

辛丑十月、石埭を以て池州に属す」とあり、また「萬「銅陵県志」卷一、封域

沿革にも「国朝平定の初め、なほ宣州に属す。洪武辛丑また池州に隸す」

とあるが、洪武年間には辛丑の年は存在しないから、至正辛丑の誤りであらう。

(一五) 正「池州府志」卷一、地理、乾「池州府志」卷一、沿革志。

(一六) 註(七)に同じ。

(一七) 註(四)に同じ。

(一八) 「南畿志」卷五十三、郡県志五十。「元一統志」卷八、江浙等処行中書省

(一九) 「太祖実録」五卷、嘉「新安志補」卷一、郡県志。

(二〇) 弘「徽州府志」卷一、地理、嘉「新安志補」卷一、郡県志。

(二一) 弘「徽州府志」卷一、地理、  
治「徽州府志」建置沿革

(二二) 「分野書」卷一。註(五)に同じ。

(二三) 註(七)に同じ。

(二四) 「分野書」凡例。

(二五) 註(五)に同じ。

(二六) 「南畿志」卷二十、郡県志十七、「元一統志」卷八、江浙等処行中書省

(二七) 「太祖実録」五卷。萬「常州府志」卷一、地理志、萬「武進県志」卷一、  
沿革、萬「無錫県志」卷一、輿地志一、は、改府の年を何れも洪武元年とする。

草、萬「無錫県志」輿地志一、は、改府の年を何れも洪武元年とする。

(二八) 「太祖実録」五卷。

(二九) 同右。萬「常州府志」卷一、地理志、萬「武進県志」卷一、地理志、  
萬「常州府志」建置表

(三〇) 「洪武元年晉陵県、武進県へ併入す」とする。

(三一) 「太祖実録」六卷。

(三二) 同右書十。

(三三) 萬「常州府志」卷一、地理志。光緒「江陰県志」卷一、建置は連洋州とす

るが、嘉「江陰州志」卷一、沿革は連陽州とする。

(三四) 「太祖実録」十三卷、嘉「江陰州志」卷一、沿革。

(三五) 萬「宜興県志」卷一、輿地志。萬「常州府志」卷一、地理志、「明史」

卷四十、地は洪武二年とする。

(三六) 理、南京、地は洪武二年とする。

(三七) 萬「常州府志」卷一、地理志。

(三八) 「太祖実録」十一卷。

(三九) 註(七)に同じ。

- (六) 「分野書」卷一。常州府。
- (六) 註(六)に同じ。
- (七〇) 註(六)に同じ。
- (七一) 註(六)に同じ。
- (七二) 註(六)に同じ。
- (七三) 註(六)に同じ。
- (七三) 註(六)に同じ。
- (七四) 註(六)に同じ。
- (七五) 「分野書」卷一、  
書省 処行中。
- (七五) 「南畿志」卷十二、郡県志九、  
蘇州府属沿革 「元一統志」卷八、  
江浙等
- (七六) 「太祖実録」卷二、洪、  
武「蘇州府志」卷一、  
沿革 「南畿志」卷十二、郡県志九、  
蘇州府属沿革
- (七七) 洪「蘇州府志」卷一、  
沿革
- (七八) 「太祖実録」卷二、洪、  
武「蘇州府志」卷十、  
沿革
- (七九) 洪「蘇州府志」卷十、  
沿革
- (八〇) 同右。
- (八二) 註(七)に同じ。
- (八三) 「分野書」卷一。  
蘇州府
- (八三) 註(七)に同じ。
- (八四) 同右。
- (八五) 同右。
- (八六) 同右。
- (八七) 「明史」卷四十、  
理一、南京地。
- (八八) 註(七)、(八)に同じ。
- (八九) 「分野書」卷一、  
松江府 「南畿志」卷十六、  
郡県志十三、  
松江府属沿革
- (九〇) 正「松江府志」第一卷、  
沿革 德「華亭縣志」卷一、  
沿革
- (九一) 註(七)に同じ。

- (九二) 「分野書」卷一。  
松江府
- (九三) 「分野書」卷一、  
「元一統志」卷八、江浙等、  
「南畿志」卷五十七、  
四、広徳。なお、「分野書」には江東道に属すとあるが、「南畿志」は  
州属沿革 江南道とする。
- (九四) 「太祖実録」卷四、嘉、  
靖「広徳州志」卷一。万、  
曆「広徳州志」卷一、  
興地は、  
丙申を広徳路帰附の年とし、翌年丁酉の年に路を府に改めたとする。
- (九五) 万「広徳州志」卷一、  
沿革 興地志。
- (九六) 「太祖実録」卷六、嘉、  
靖「広徳州志」卷一。  
郡県表
- (九七) 註(七)に同じ。
- (九八) 「太祖実録」卷一百、嘉、  
靖「広徳州志」卷一。  
郡県表
- (九九) 「分野書」卷一。  
広徳州
- (一〇〇) 同右書卷二、  
鳳陽府 「南畿志」卷之八、  
郡県志五、  
康熙「鳳陽府志」卷二、  
建置沿革
- (一〇一) 弘治「中都志」卷一、  
建置沿革
- (一〇二) 「明史」卷四十、  
地。註(六)参照。
- (一〇三) 註(一〇)に同じ。「明史」  
理一、南京地は、  
吳元年とする。
- (一〇四) 「太祖実録」卷四、  
十五
- (一〇五) 註(一〇)に同じ。
- (一〇六) 弘治「徐州志」卷一、  
首
- (一〇七) 註(一〇)に同じ。
- (一〇八) 註(一〇)に同じ。「明史」  
理一、南京地は、  
洪武四年とする。
- (一〇九) 成「河南総志」卷五、  
汝寧府。建置沿革
- (一一〇) 同右。
- (一一一) 嘉「六安州志」卷上、  
疆域

(二三) 乾「信陽州志」<sup>卷一</sup> 沿革 輿地志。乾「羅山県志」<sup>卷一</sup> 沿革 輿地志に「(羅山県)洪武四年鳳陽府に改属す」とある。

(二四) 「太祖実録」<sup>卷六</sup> 十一

(二五) 「太祖実録」<sup>卷六</sup> 十二 「明史」<sup>卷四十</sup> 地理 南京は、二月とする。

(二六) 嘉「亳州志」<sup>卷一</sup> 郡県表。

(二七) 「太祖実録」<sup>卷八</sup> 十五 「寰宇通志」<sup>卷九</sup> 鳳陽府 「大明一統志」<sup>卷七</sup> 鳳陽府は「洪武三年、中立府に改む」とする。

(二八) 「太祖実録」<sup>卷九</sup> 十一

(二九) 同右書<sup>卷九</sup> 十二

(三〇) 万「滁陽志」<sup>卷二</sup> 沿革 曆「全椒県志」<sup>卷一</sup> 沿革 輿地志。

(三一) 註(二三)に同じ。羅山県(信陽州の属県)の汝寧府への改属が「太祖実録」<sup>卷九</sup> 十二には八月とあるから、信陽州の汝寧府への改属を八月とする「明史」<sup>卷四</sup> 十二の説は正しいと考えられる。

(三二) 註(三〇)に同じ。註(三六)参照。

(三三) 「太祖実録」<sup>卷一</sup> 百一

(三四) 註(七)に同じ。

(三五) 「太祖実録」<sup>卷一百</sup> 三十四

(三六) 同右書<sup>卷一百</sup> 四十 「分野書」では、この改属には触れていない。

(三七) 註(三六)に同じ。嘉「息県志」<sup>卷一</sup> 輿地下 乾「光州志」<sup>卷二</sup> 建置志は十三年とする。

(三八) 正「淮安府志」<sup>卷一</sup> 建置志。

(三九) 嘉「六安州志」<sup>卷上</sup> 沿革 「明史」<sup>卷四十</sup> 地理 南京は洪武十六年とする。

(四〇) 「分野書」では、この改属にはふれていない。

(四一) 「分野書」<sup>卷二</sup> 鳳陽府では、支郡六となっているが、この中、徐州は洪武十

四年に六部に直隸し、六安州は、洪武十五年に廬州府に改属となっているから、洪武十七年には両州はすでに本府の属州ではない。なお、鳳陽府属の宿州について、「分野書」<sup>目録</sup> 卷二では、「宿州属鳳陽府」とあるが、同書<sup>卷二</sup> 鳳陽府では、宿州の名が見られず、同書<sup>卷二</sup> 淮安府の条に記されているが、これは誤りである。洪武十七年における鳳陽府の属州は、正しくは領州五となる。

(四二) 註(二六)に同じ。

(四三) 註(四〇)に同じ。「明史」は「洪武二年九月改めて中立と曰い、三年十一月改めて臨淮と曰う。七年府属となす」とある。

(四四) 註(四〇)に同じ。

(四五) 「太祖実録」<sup>卷六</sup> 十一 弘治「中都志」<sup>卷一</sup> 建置沿革は呉元年九月とするが緒「五河県志」<sup>卷一</sup> 沿革 疆域二はこの説の根拠のないことを云う。

(四六) 註(二二)に同じ。

(四七) 「分野書」<sup>卷二</sup> 鳳陽府 「元史」<sup>卷五十九</sup> 志、嘉「壽州志」<sup>卷一</sup> 輿地紀

(四八) 註(四〇)に同じ。なお「寰宇通志」<sup>卷九</sup> 鳳陽府は「国朝、安豊府に改め、尋いで壽州となす」とある。

(四九) 同右。「明史」<sup>卷四十</sup> 地理 南京

(五〇) 註(四〇)に同じ。壽州の臨濠府への改属を、「明史」<sup>卷四十</sup> 地理 南京は、呉元年とする。

(五一) 「太祖実録」<sup>卷四</sup> 十五

(五二) 「明史」<sup>卷四十</sup> 地理 南京 「明史」は壽春県の省入をこの年とする。

(五三) 「分野書」<sup>卷二</sup> 鳳陽府 「南畿志」<sup>卷五十九</sup> 郡県志五十六。

(五四) 万「滁陽志」<sup>卷二</sup> 沿革

(五五) 同右。万「全椒県志」<sup>卷一</sup> 輿地志。

(五六) 「太祖実録」<sup>卷一百</sup> 百四

(五七) 同右書<sup>卷一百</sup> 三十四 「寰宇通志」<sup>卷二十二</sup>、万「滁陽志」<sup>卷二</sup>、万「全椒県

志 卷一 輿地志、康熙「潁州志」卷二 建置沿革 は、何れも洪武十四年とする。

(一四) 同右。

(一五) 「元一統志」卷三 河南江北、等処行中書省、「元史」卷五十九、弘治「中都志」卷一 沿革、萬「潁州志」卷上 輿地、疆域形勢沿革附。

(一六) 註(一四)・(一〇九)に同じ。順治「潁州志」卷二 輿地志上、乾隆「潁州志」卷一 沿革。

(一七) 卷一 輿地志、康熙「鳳陽府志」卷二 建置沿革。

(一八) 註(一五)に同じ。

(一九) 註(一〇九)に同じ。

(二〇) 同右。

(二一) 註(一〇八)に同じ。康熙「鳳陽府志」卷二 建置沿革。

(二二) 註(一五)に同じ。

(二三) 嘉「亳州志」卷一 郡県表。

(二四) 同右、順治「潁州志」卷二 輿地志。

(二五) 同右、治「潁州志」卷二 輿地志。

(二六) 「元一統志」卷三 河南江北等処行中書省、康熙「泗州志」卷二 建置沿革。

(二七) 註(一〇三)に同じ。正德「淮安府志」卷一 建置一 によれば、丙午(至正二十六年)より洪武四年まで「本府に属す」とある。しかし、「太祖実録」卷四、洪武二年九月の条に、「臨濠の泗州を中書省に直隸せしむ」とあるから、この説はとらない。

(二八) 註(一〇二)に同じ。康熙「鳳陽府志」卷二 建置沿革。

(二九) 註(一〇四)に同じ。

(三〇) 註(一〇五)に同じ。

(三一) 註(一〇六)に同じ。「明史」は「のち、州治臨淮県を以つて省入す」とある。乾隆「泗州志」卷一 輿地も同様のことを述べる。

(三二) 「太祖実録」卷九。

(一三六) 「分野書」卷十。泗州。

(一三七) 註(一三六)に同じ。

(一三八) 註(一三五)に同じ。

(一三九) 註(一三六)に同じ。

(一四〇) 註(一三五)に同じ。

(一四一) 「分野書」卷二十二。「元一統志」卷三 河南江北、「元史」卷五十九。等処行中書省。

(一四二) 註(一〇二)に同じ。

(一四三) 「分野書」卷二十二。宿州。

(一四四) 萬「揚州府志」第一卷、萬「江都志」第一 郡県紀、「元史」卷五十九、等処行中書省。

(一四五) 「分野書」卷二。崇明州の所屬については、「元史」卷五十九、等処行中書省。

(一四六) 卷一の説による。

(一四七) 「太祖実録」卷五に拠る。「分野書」卷二、萬「揚州府志」第一卷、等処行中書省。

(一四八) 慶隆「儀真県志」卷一、萬「江都志」第一 郡県紀第一 は、何れも、庚子(至正二十年)とする。

(一四九) 「太祖実録」九に拠る。「分野書」卷二、萬「揚州府志」第一卷、等処行中書省。

(一五〇) 萬「江都志」第一 郡県紀第一 は、何れも、壬寅(至正二十二年)とする。「分野書」卷二、萬「揚州府志」第一卷、等処行中書省。

(一五一) 野書、「太祖実録」は維揚府とするが、慶隆「儀真県志」卷一。「江都志」は惟揚府とする。

(一五二) 「太祖実録」卷十、萬「揚州府志」第一卷、萬「江都志」第一 郡県紀第一。

(一五三) 「太祖実録」卷十三、嘉「興化県志」卷一、隆「高郵志」卷一 建置志によれば、高郵府は「至正二十五年、府を改めて県となし、洪武元年、県を改めて州となす」とある。なお、「分野書」卷二、萬「揚州府志」第一 郡県紀第一。

(一五四) 二十六年とする。

(一五五) 「分野書」卷二、萬「江都志」第一 郡県紀第一。

(一五六) 萬「揚州府志」第一 郡県紀第一。

(一五七) 「分野書」卷二、萬「江都志」第一 郡県紀第一。

(一五八) 「分野書」卷二、萬「江都志」第一 郡県紀第一。

(一八一) 「分野書」 揚州府 隆「儀真縣志」卷一、万「揚州府志」卷二 郡県志上。

(一八二) 「分野書」 揚州府 卷二。

(一八三) 同右、嘉「通州志」卷一。光「通州志」卷一 輿域志は、省入の年

を洪武二年とする。

(一八四) 「分野書」 揚州府 卷二、崇「泰州志」卷一 職方志沿革。

(一八五) 註(七九) 参照。

(一八六) 「太祖実録」 卷一。百四

(一八七) 同右書 卷一百。二十九

(一八八) 「分野書」 揚州府 卷二。

(一八九) 同右。

(一九〇) 註(一八) 参照。

(一九一) 註(一八) 参照。

(一九二) 註(一八) 参照。

(一九三) 「元一統志」 卷三 河南江北。等処行中書省

(一九四) 註(一九) 参照。

(一九五) 註(一八) 参照。

(一九六) 註(一九) 参照。

(一九七) 註(一九) 参照。

(一九八) 註(一九) 参照。

(一九九) 註(一九) 参照。

(二〇〇) 註(一九) 参照。

(二〇一) 註(一九) 参照。

(二〇二) 註(一九) 参照。

(二〇三) 註(一九) 参照。

(二〇四) 註(一九) 参照。

(二〇五) 註(七) 参照。

(二〇六) 正「淮安府志」 卷一 建置一。

(二〇七) 「分野書」 卷二。では、「淮安府 支郡三、邳州・宿州・海州」とある。

しかし、すでにのべたごとく、宿州は鳳陽府属であるから、実際には属

州二となる。註(三〇) 参照。

(二〇八) 「分野書」 卷二。淮安府

(二〇九) 註(三〇) 参照。康「安東縣志」 卷一。沿革

(二一〇) 「元一統志」 卷三 河南江北、「元史」 卷五十九、万「淮安府志」 卷

表。但し嘉「邳州志」 卷一 は領県二(睢寧・宿遷)とする。

(二一一) 「明史」 卷四十 地。南京。

(二一二) 同右。

(二一三) 正「淮安府志」 卷一 建置一、嘉「邳州志」 卷一、康「邳州志」 卷二

沿革、康「睢寧縣志」 卷一 輿地、康「宿遷縣志」 卷一 輿地志。

(二一四) 「分野書」 卷十。邳州。

(二一五) 註(一九) 参照。

(二一六) 正「淮安府志」 卷一 建置一、

(二一七) 「分野書」 卷十。海州。

(二一八) 「元一統志」 卷三 河南江北、「元史」 卷五十九、

「分野書」 卷二、

「廬州府志」 卷二 建置沿革。

(二一九) 「太祖実録」 卷一五。

(二二〇) 曆「合肥縣志」 卷上。

(二二一) 「太祖実録」 卷四、正「和州志」。

(二二二) 同右。

(二二三) 嘉「六安州志」 卷上。輿域

(三六) 註(七)に同じ。

(三五) 註(三九)・(三三)に同じ。万「六安州志」卷一 輿地志。

(三六) 「分野書」卷二。廬州府

(三七) 同右。

(三八) 註(三六)に同じ。

(三九) 康「廬州府志」卷二、光緒「廬州府志」卷四 沿革志。

(四〇) 註(三六)に同じ。

(四一) 註(三六)に同じ。

(四二) 嘉「六安州志」卷上 州譜。

(四三) 「欽定統文獻通考」卷二百三十二、光緒「廬州府志」卷四。

(四四) 註(三三)に同じ。

(四五) 同右。但し、同志は洪武八年とするが七年の誤りである。

(四六) 同右。但し、「明史」卷四十 地理は、洪武十六年とする。

(四七) 「分野書」卷二。六安州

(四八) 同右書卷二、嘉「南畿志」卷四十 郡縣志三十七。

(四九) 「太祖実録」卷九、万「安慶府志」卷一 歴代記上。

(五〇) 「太祖実録」卷十。安慶府の改府の年代を、安慶府の各地方志は洪武

六年とする。(万「安慶府志」卷一 歴代記上、万「望江県志」卷一 輿地類。

乾隆「望江県志」卷二 地理、康熙「安慶府志」卷二 地理志、乾隆「潜山県

志」卷一 輿地類、民「懷寧県志」卷一 沿革世表、治「太湖県志」卷二 輿

域疆

(五一) 「分野書」卷二。安慶府

(五二) 註(七)に同じ。

(五三) 註(四一)に同じ。

(四四) 同右。

(四五) 「分野書」卷二、安慶府「明史」卷四十 地理。

(四六) 「分野書」卷二十三、「元史」卷五十九 地理二。本書では徐州は鳳陽府の支

郡となっているが、これは誤りである。註(四九)参照。

(四七) 弘「徐州志」卷、順治「徐州志」卷一 輿地。

(四八) 「太祖実録」卷四。

(四九) 「明史」卷四十 地理。順治「徐州志」卷一 輿地は、洪武八年以前とす

る。

(五〇) 「太祖実録」卷一百。弘治「徐州志」卷、順治「徐州志」卷一、乾隆「碭山

県志」卷一 輿地志、順治「豊県志」卷一、光緒「豊県志」卷一 封域、

等は何れも洪武八年とする。なお、「太祖実録」卷一百、洪武十四年十

二月の条に、「是歲計天下人戸……………直隸・応天……………十四府、

徐州・和州・広德州・滁州四州、計戸一百九十三万五千四百六……………」

とあり、徐州を直隸州としているから、鳳陽府の支郡とする「分野書」

の記述は誤りである。なお、慶「蕭県志」卷一 建置沿革は、本文で「明史」

地理志を引用して洪武十四年説を唱えながら、付表では依然として洪武

八年とする。

(五一) 註(四六)参照。領県四となったのは、洪武四年一月以来かもしれない。

(五二) 註(四六)参照。

(五三) 註(四七)に同じ。

(五四) 註(四七)に同じ。

(五五) 註(四七)に同じ。

(五六) 註(四七)に同じ。

(五七) 註(四七)に同じ。

嘉「和州志」卷一。郡志

(二九) 正「和州志」嘉「和州志」卷一。郡志

(三〇) 「太祖実録」卷四、正「和州志」、「南畿志」卷六十三、郡志六十。

(三一) 註(三二)に同じ。

(三二) 嘉「和州志」卷一、万「和州志」卷一、輿地志、乾隆「含山県志」輿地志建置。

但し、江浦県は洪武九年三月に新置せられたから、江浦県に關する部は、洪武九年三月の事と思われる。

(三三) 「明史」卷四十、同「歴陽典録」卷一、光「和州志」卷二、輿地志。

鳳陽府、和州の明代地方志は、この改属について全く触れない。

(三四) 「太祖実録」卷一。郡志

(三五) 註(七)に同じ。

(三六) 「太祖実録」卷一百。郡志

(三七) 「分野書」卷二。郡志

〔補註〕

(一) 「太祖実録」卷十。郡志

(二) 本府に關する「地方志」の記述に、矛盾するもの多し。

(三) 光「通州志」卷一、疆域志、註(七)参照。

(四) 同右。「欽定統文獻通考」卷二百三十一、嘉「海州直隸州志」第二表、

(五) 万「揚州府志」卷一、郡志、

(六) 註(三二)に同じ。

(七) 「明史」卷四十、同「歴陽典録」卷一、光「和州志」卷二、輿地志建置。

年、江浦県は府属となっている。

## 二 江浙等処承宣布政使司

○元、浙江等処行中書省を杭州路に置く。

○太祖、戊戌(至正十八年)、中書分省を寧越府に置く。○壬寅(至正十二年)二月、中書分省を罷めて浙東等処行中書省となす。○癸卯(至正

二十三年)二月、浙江行省を嚴州に移置す。○丙午(至正二十六年)十二月、浙東等処行中書省を罷めて、浙江等処行中書省を杭州に設く。領府九(杭州・嚴州・紹興・金華・衢州・处州・明州・台州・温州)。○洪武九年六月、浙江等処行中書省を改めて、浙江等処承宣布政使司となす。○洪武十四年十一月、直隸湖州府・嘉興府を浙江に隸す。領府十一(杭州・湖州・嘉興・嚴州・紹興・金華・衢州・处州・寧波・台州・温州)、県六十六。

(1) 杭州府(元、杭州路、江浙行省に属す。一州〔海寧〕・八県

〔钱塘・仁和・餘杭・臨安・新城・富陽・於潜・昌化〕を領す)

○丙午(至正二十六年)十二月、浙江等処行中書省を杭州に設く。○呉元年、杭州路を改めて杭州府となす。○洪武二年、海寧州を改めて県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて、承宣布政使司を設け、杭州府をこれに隸す。

領県九(旧八、新一)

钱塘 仁和 餘杭 臨安 新城 富陽 於潜 昌化

海寧 元、臨官州、天歷二、洪武二年、改めて県となす。

(2) 湖州府(元、湖州路、江浙行省に属す。一州〔長興〕・五県

〔烏程・歸安・安吉・德清・武康〕を領す)

○丙申(至正十六年)、張士誠、湖州路を改めて呉興郡となす。○丙午(至正二十六年)、呉興郡を改めて湖州府となし、京師(中書省)に直隸す。○洪武二年、長興州を県に改む。○洪武十四年十一月、直隸湖州府、浙江に隸す。

領県六(旧五、新一)

烏程 歸安 安吉 德清 武康

長興 旧 ○丁酉(至正十七年)三月、長興州を長安州に改む。○壬寅(二十二

年)九月、改めて長興州となす。○洪武二年、長興州を県に改む。

(3) 嘉興府(元、嘉興路、江浙行省に属す。二州〔海塩・崇徳〕・一県〔嘉興〕を領す)

○丙午(至正二十六年)、嘉興路を改めて府となし、京師に直隸す。○洪武二年、海塩・崇徳二州を改めて県となす。○洪武十四年十一月、直隸嘉興府を浙江に隸す。

領県三(旧一、新二)

嘉興府

海塩州

○洪武二年、州を改めて県となす。

崇徳州

○洪武二年、州を改めて県となす。

(4) 嚴州府(元、建德路、江浙行省に属す。六県〔建徳・淳安・遂安・桐廬・分水・寿昌〕を領す)

○戊戌(至正十八年)三月、建德路を改めて建安府となす。ついで建徳府となす。○壬寅(至正二十二年)二月、建徳府を改めて嚴州府となす。○癸卯(至正二十三年)二月、浙江行省を嚴州に移置す。○丙午(至正二十六年)、中書分省嚴州治を罷め、浙江等処行中書省治を杭州府に置く。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。

領県六(旧六)

建徳府

淳安

遂安

桐廬

分水

寿昌

(5) 紹興府(元、紹興路、江浙行省に属す。二州〔餘姚・諸暨〕・六県〔山陰・会稽・上虞・蕭山・嵊・新昌〕を領す)

○己亥(至正十九年)正月、諸暨州を改めて諸全州となす。○丙午(至正二十六年)十二月、紹興路を改めて紹興府となし、諸全州を改めて諸暨県となす。○洪武二年、餘姚州を餘姚県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。

領県八(旧六、新二)

山陰縣

会稽縣

上虞

蕭山

嵊

新昌

餘姚州

○洪武二年、餘姚州を県となす。

諸暨州

○己亥(至正十九年)正月、諸暨州を改めて諸全州とす。

○丙午(至正二十六年)十二月、諸全州を改めて諸暨県とす。

(6) 金華府

(元、婺州路、江浙行省に属す。一州〔蘭溪〕・六県〔金華・東陽・義烏・永康・武義・浦江〕を領す)

○戊戌(至正十八年)十二月、中書分省を婺州に置く。○同月、婺州路を改めて寧越府となす。○庚子(至正二十年)正月、改めて金華府となす。○癸卯(至正二十三年)二月、中書分省治を嚴州に移す。○洪武三年三月、蘭溪州を県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。

領県七(旧六、新二)

金華縣

東陽

義烏

永康

武義

浦江

蘭溪州

○洪武三年三月、蘭溪州を県となす。

(7) 衢州府(元、衢州路、江浙行省に属す。五県〔西安・龍游・江山・常山・開化〕を領す)

○己亥(至正十九年)、衢州路を改めて龍游府となす。○丙午(至正二十六年)、また衢州府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。

領県五

西安縣

龍游

江山

常山

開化

○己亥（至正十九年）十一月、処州路を改めて安南府となす。ついで改めて処州府となす。○洪武三年三月、慶元県を革む。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。○洪武十三年十一月、慶元県を復置す。

麗水  
郭倚  
松陽  
龍泉  
遂昌  
縉雲  
青田

慶元 ○洪武三年三月、慶元(三)県を革め、龍泉(二)県に省入す。○洪武十三年十一月、慶元県を復置す。

(9) 寧波府(元、慶元路、江浙行省に属す。二州〔奉化・昌国〕・四県〔鄞・象山・慈溪・定海〕を領す)

○呉元年十二月、慶元路を改めて明州府となす。○洪武二年、奉化・昌国二州を改めて県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。○洪武十四年二月、明州府を改めて寧波府となす。

領六(七九)  
(旧四、新二)

鄞 郭倚  
象山  
慈溪  
定海

奉化州旧 ○洪武二年、奉化州を改めて県となす。(三)

昌国州旧  
○洪武二年、昌国州を改めて県となす。(二)

(10) 台州府(元、台州路、江浙行省に属す。一州〔黃巖〕・四県〔臨海・仙居・寧海・天台〕を領す)

○呉元年、台州路を改めて府となす。(合) ○洪武三年三月、黄巖州を改めて  
 県となす。(合) ○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、こ

れに隸す。

領県五(六)

臨海郭倚 僊居 寧海 天台

○洪武三年三月、黄巖州を改めて県となす。

(11) 温州府(元、温州路、江浙行省浙東道に属す。二州〔瑞安・平陽〕・二県〔永嘉・樂清〕を領す)

○洪武元年、温州路を改めて府となす。○洪武二年、平陽、瑞安二州を改めて県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司を設け、これに隸す。

領帛四(三)  
(旧二、新二)

永嘉  
郭倚  
樂清

平陽州旧 ○洪武二年、平陽州を改めて県となす。(三)

瑞安州旧 ○洪武二年、瑞安州を改めて県となす。(六)

〔註〕

〔元史〕卷六十二、  
志地理五、  
〔分野書〕卷三。

「明史」卷四十四「地理五」浙江「金華鼎志」卷一「沿革表」疆域志「金華鼎志」

卷一  
地理

③「太祖實錄」十卷。

(四) 同右書卷十。道光「金華府志」卷一。疆域志、沿革表。民國「金華府志」卷一。地理。

(五) 「太祖実録」卷十一。国民「金華県志」卷一に、「中書分省嚴州治を丙午罷

め、浙江等処行中書治を杭州府に置く」とある。

- (六) 同「湖州府志」卷三 建置志 知府談士奇「湖州府沿革志碑」(洪武十一年八月立)。

乾隆「湖州府志」卷一「本朝朱彝尊浙江分地考」に、「浙江布政使司初設所轄九府而已、嘉興湖州統於直隸。」とあるが、温州路が府に改められたのは洪武元年であるから、正しくは領府九となったのは洪武元年以後であろう。

- (七) 「太祖実録」卷一。

- (八) 同右書 卷一百。

- (九) 「分野書」卷三、杭州府 「元一統志」卷八 江浙等。 処行中書省。

- (一〇) 「太祖実録」卷十一。

- (一一) 「分野書」卷三、成「杭州府志」卷一 封畛。 「明史」卷四十四 地理五 浙江 地は丙午の年とする。

- (一二) 同右。

- (一三) 註(七)に同じ。

- (一四) 「分野書」卷三、杭州府

- (一五) 註(一三)に同じ、嘉「海寧縣志」卷一。 沿革。

- (一六) 「分野書」卷三、湖州府 「元一統志」卷八 江浙等。 処行中書省。

- (一七) 嘉「湖州府志」卷一。 郡紀。

- (一八) 同右。

- (一九) 註(六)に同じ。「明史」卷四十四 地理五 浙江 志。

- (二〇) 「分野書」卷三、嘉「浙江通志」卷一 沿革。 治。 嘉「湖州府志」卷一 建置は吳元年とする。

- (二一) 註(八)に同じ。

- (二二) 「分野書」卷三、湖州府

- (二三) 同右、「太祖実録」卷五。

- (二四) 註(二三)に同じ。「明史」卷四十四 地理五 浙江 志。 治。 五。 甲。

辰(至正二十四年)と記されている。

- (一五) 註(二〇)に同じ。 嘉「湖州府志」卷一 建置は吳元年とする。

- (一六) 「分野書」卷三、嘉興府 「元一統志」卷八 江浙等。 処行中書省。

- (一七) 「分野書」卷三、嘉興府 「明史」卷四十四 地理五 浙江 志。 嘉「嘉興府圖記」卷二 邦建、万「嘉興府志」卷一、光「浙江通志」卷五 建置二(弘治「嘉興府志」を引用)は、何れも吳元年とする。

- (一八) 註(一九)に同じ。

- (一九) 「分野書」卷五、嘉興府 嘉興府 卷二 邦制一、天「海塩県図経」卷一。 方域篇。

- (二〇) 註(一八)に同じ。

- (二一) 「分野書」卷五。 嘉興府

- (二二) 註(二一)に同じ。

- (二三) 嘉「嘉興府圖記」卷二 邦制一。 府建置。

- (二四) 「分野書」卷五、嚴州府 「元一統志」卷八 江浙等。 処行中書省。

- (二五) 「太祖実録」卷六、嘉「淳安県志」卷一。 沿革。

- (二六) 「太祖実録」卷十、嘉「淳安県志」卷一、光「浙江通志」卷五 建置二(嚴陵志を引用)、「明史」卷四十四 地理五 浙江 志。 但し、「淳安県志」、「浙江通志」は、「乙巳(至正二十五年)、建安府を改めて嚴州府と為す」とする。

- (二七) 註(四)に同じ。

- (二八) 民「金華県志」卷一。 道「金華県志」卷一 疆域志に「(至正)二十三年、(中書分省)治を嚴州に移し、明年罷む」とある。

- (二九) 註(二七)に同じ。 治。 万「嚴州府志」、呂昌期等纂修「嚴州府志」の建置沿革には、何れも「洪武八年、中書省を罷め改めて嚴州府と為し、浙江布政使に隸す」とあり、また康熙「浙江通志」卷一に、

- 沿革

- 沿革

- 沿革

- 沿革

- 沿革

- 沿革

- 沿革

「洪武五年、浙江等処行中書省に隸す」とある。

(四〇) 「分野書」 卷五。 嚴州府

(四一) 同右書 卷四、 「元一統志」 卷八 江浙等。 紹興府 処行中書省

(四二) 「太祖実録」 卷七。 「明史」 卷四十四 地理五 浙江

(四三) 「太祖実録」 卷二。 万 曆「紹興府志」 卷一 疆域志は、紹興府の政府を洪武二年とする。

(四四) 万 曆「紹興府志」 卷一。 但し、同志は、諸全州を諸暨県と改めたのも洪武二年とする。

(四五) 註(七)に同じ。

(四六) 「分野書」 卷四。 紹興府

(四七) 註(四)に同じ。 熙 康「紹興府志」 卷一。 疆域志

(四八) 註(四)に同じ。

(四九) 「分野書」 卷四。 金華府。 「元一統志」 卷八 江浙等、 「元史」 卷六十二。 地理五

(五〇) 「太祖実録」 卷六。

(五一) 同右。 万 曆「金華府志」 卷一。 建置沿革

(五二) 「太祖実録」 卷八。 但し、「分野書」 卷四 金華府は、政府の年を癸卯とし、 万 曆「金華府志」 卷一 建置沿革は、壬寅(至正二十二年)の年とする。

(五三) 註(四)に同じ。

(五四) 「太祖実録」 卷五。 正 德「蘭谿県志」 卷一 風土類は洪武二年とする。

(五五) 註(七)に同じ。

(五六) 「分野書」 卷四。 金華府

(五七) 万 曆「金華県志」 卷一。 方輿に、「戊戌(至正十八年)帰附す。皇朝……仍、県

となし、吳寧という」とあるが、光 道「金華県志」 卷一 疆域志は、その誤りであることを指摘している。

(五八) 註(五)に同じ。

(五九) 「分野書」 卷四。 「元一統志」 卷八 江浙等。 衢州府 処行中書省

(六〇) 「分野書」 卷四。 嘉 靖「衢州府志」 卷一、 嘉 靖「浙江通志」 卷一 地理志は、何れも壬寅(至正二十二年)とする。

(六一) 「分野書」 卷四。 光 緒「浙江通志」 卷五 (弘 治「衢州府志」の引用)。

(六二) 嘉 靖「衢州府志」 卷一。 沿革は、至正二十三年とする。

(六三) 註(七)に同じ。

(六四) 「分野書」 卷四。 衢州府

(六五) 同右書 卷四、 「元一統志」 卷八 江浙等。 处州府 処行中書省

(六六) 「太祖実録」 卷七。

(六七) 「分野書」 卷四。 成 化「处州府志」 卷一。 「分野書」は政府の年を己亥とするが、府志は不明確。

(六八) 「太祖実録」 卷五。

(六九) 註(七)に同じ。

(七〇) 「太祖実録」 卷一百。 三十四

(七一) 「分野書」 卷四。 处州府

(七二) 註(六)・(七)に同じ。

(七三) 註(七)に同じ。

(七四) 「分野書」 卷四。 「元一統志」 卷八 江浙等。 寧波府 処行中書省

(七五) 「太祖実録」 卷二。 八上。 「分野書」 卷四。 寧波府

(七六) 「分野書」 卷四。 嘉 靖「浙江通志」 卷一。 嘉 靖「寧波府志」 卷一 沿革表によれば、洪武元年、既に奉化・昌国は県となっている。

(七) 註(七)に同じ。

(六) 「太祖実録」卷一百、「分野書」卷四。寧波府。

(七) 「分野書」卷四。寧波府。

(八) 註(七)に同じ。

(九) 註(七)に同じ。

(一〇) 「分野書」卷四、「元一統志」卷八。江浙等。台州府。

(一一) 国民「台州府志」卷二。沿革表。

(一二) 「太祖実録」卷五。嘉靖「浙江通志」卷一。地志は、洪武二年とする。

(一三) 註(七)に同じ。

(一四) 「分野書」卷四。台州府。

(一五) 註(八)に同じ。

(一六) 「分野書」卷四、「元一統志」卷八。江浙等。温州府。

(一七) 嘉靖「浙江通志」卷一。地志は、萬曆「温州府志」卷一。地志。

(一八) 「分野書」卷四、嘉靖「浙江通志」卷一。地志。隆慶「平陽府志」卷一。沿革表。

(一九) 「明史」卷四十四。地志は、平陽州の改県を洪武三年とする。

(二〇) 註(七)に同じ。

(二一) 「分野書」卷四。温州府。

(二二) 註(九)に同じ。

(二三) 同右。

### 三 江西等处承宣布政使司

○元、江西等处行中書省を置く。

○太祖、壬寅(至正二十二年)、元制を襲け、江西等处行中書省を置く。

○洪武四年、饒州府、広信府を江浙等处行中書省より江西等处行中書省に改属す。○洪武九年六月、江西等处行中書省を改めて、江西等处承宣布政使司となす。領府十三(南昌・建昌・南康・九江・撫州・臨江・瑞州・袁州・吉安・贛州・南安・饒州・広信)。

(1) 南昌府(元、龍興路、江西行省に属す。二州〔富・寧〕八属県〔分寧・進賢・新建・奉新・靖安・武寧〕を領す)

○壬寅(至正二十二年)正月、龍興路を改めて洪都府となす。○癸卯(至正二十三年)八月、改めて南昌府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし。これに隸す。○十二月、富州を改めて豊城県となし本府に属す。

領県八(旧県六、新県二)

南昌 倚郭 新建 倚郭 進賢 奉新 靖安 武寧

豊城 元、○洪武九年十二月、改めて県となし本府に属す。

寧 洪武初め、州を改めて県となす。

(2) 建昌府(元、建昌路、江西行省に属す。三県〔南城・新城・広昌〕を領す)

○壬寅(至正二十二年)正月、建昌路を肇慶府となし、次いで建昌府となす。○洪武二年、南豊州、本府に来属し、降して県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県四(旧県三、新県一)

南城 倚郭 新城 広昌

南豊 旧州 江西行省に直隸す ○洪武二年、本府に来属。降して県となす。

(3) 南康府(元、南康路、江西行省に属す。一州〔建昌〕・二県〔星子・都昌〕を領す)

○辛丑(至正二十一年)八月、南康路を改めて西寧府となす。○壬寅(至正二十二年)四月、西寧府を南康府と改む。○洪武六年、建昌州を改めて県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司とし、これに隸す。

領県三(旧県二、新県一)

星子 倚郭 都昌

建昌 ○洪武六年、建昌州を改めて県となし、本府に隸す。

(4) 九江府(元、江州路、江西行省に隸す。五県〔德化・瑞昌・彭沢・湖口・德安〕を領す)

○癸卯(至正二十三年)、江州を取り、江州路を改めて九江府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県五

德化 倚郭 德安 瑞昌 湖口 彭沢

(5) 撫州府(元、撫州路、江西行省に隸す。五県〔臨川・崇仁・金谿・宜黄・樂安〕を領す)

○壬寅(至正二十二年)正月、撫州路を改めて臨川府となす。幾くもならずして撫州府に復す。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県五(旧県五)

臨川 倚郭 崇仁 金谿 宜黄 樂安

(6) 臨江府(元、臨江路、江西行省に隸す。二州〔新淦・新喻〕・

一県〔清江〕を領す)

○癸卯(至正二十三年)、路を改めて臨江府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県三(旧県一、新県二)

清江 倚郭

新喻 ○明初、新喻州を降して県となし、本府に隸す。

新淦 ○明初、新淦州を降して県となし、本府に隸す。

(7) 瑞州府(元、瑞州路、江西行省に属す。一州〔新昌〕・二県〔高安・上高〕を領す)

○洪武二年、瑞州路を改めて瑞州府となす。○洪武五年、新昌州を降して県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県三(旧県二、新県一)

高安 倚郭 上高

新昌 ○洪武五年、新昌州を降して県となす。

(8) 袁州府(元、袁州路、江西行省に属す。一州〔萍鄉〕・三県〔宜春・分宜・万載〕を領す)

○甲辰(至正二十四年)七月、袁州路を改めて袁州府となす。○洪武二年、萍鄉州を降して県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県四(旧県三、新県一)

宜春 倚郭 分宜

萍鄉旧州 ○洪武二年、萍鄉州を県に改む。

万載 ○乙巳（至正二十五年）の秋、県を設く。

(9) 吉安府（元、吉安路、江西行省に属す。四州〔太和・吉水・安福・永新〕・五県〔廬陵・永豐・万安・龍泉・永寧〕を領す）

○壬寅（至正二十二年）、吉安路を改めて吉安府となす。○洪武二年正月、吉水・泰和・永新・安福州を降して県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県九（旧県五、新県四）

廬陵 倚郭 永寧 永豐 万安 龍泉

泰和 ○洪武二年、州を降して県となす。太を改めて泰となす。

安福 ○洪武二年、州を降して県となす。

永新 ○洪武二年、州を降して県となす。

吉水 ○洪武二年、州を降して県となす。

(10) 贛州府（元、贛州路、江西行省に隸す。二州〔寧都〓属県〓安遠・龍南〓・会昌〓属県〓瑞金〓〕・五県〔贛・零都・興国・信豊・石城〕を領す）

○洪武二年、贛州路を改めて府となす。○会昌・寧都の二州を降して県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県十（旧県五、新県五）

贛 倚郭 零都 興国 信豊 石城

瑞金 元、会昌州に属す。○洪武二年、本府に改属す。

安遠 元、寧都州に属す。○洪武二年、本府に改属す。

龍南、元寧都州に属す。○洪武二年、本府に改属す。

会昌 旧州 ○洪武二年、降して県となす。

寧都 旧州 ○洪武二年、降して県となす。

(11) 南安府（元、南安路。江西行省に属す。三県〔大庾・南康・上猶〕を領す）

○洪武元年、路を改めて府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県三（旧県三）

大庾 倚郭 南康 上猶

(12) 饒州府（元、饒州路、江浙行省に属す。三州〔餘干・浮梁・樂平〕・三県〔鄱陽・德興・安仁〕を領す）

○辛丑（至正二十一年）、鄱陽府に改め、江浙行省に属す。○甲辰（至正二十四年）十二月、改めて饒州府となす。○洪武四年、改めて江西等処行中書省に改属す。○洪武二年、浮梁・樂平・餘干の三州を降して県となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて、承宣布政使司となし、これに隸す。

領県六（旧県三、新県三）

鄱陽 倚郭 德興 安仁

浮梁 旧州 ○洪武二年、浮梁州を降して県となす。

樂平 旧州 ○洪武二年、樂平州を降して県となす。

餘干 旧州 ○洪武二年、餘干州を降して県となす。

(13) 広信府（元、信州路、江浙行省に属す。五県〔上饒・玉山・弋陽・貴溪・永豐〕を領す）

○庚子（至正二十年）閏五月、信州路を改めて広信府となす。○洪武二

年、鉛山州を降して県となし、本府に属す。○洪武四年、改めて江西等  
処行中書省に属す。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司と  
なし、これに隸す。

領県六（旧県五、新県一）

上饒府 玉山 弋陽 貴溪 永豊

鉛山 旧州 江西 行省に直隸す。 ○洪武二年、鉛山州を降して県となし、本府に属す。

（註）

（一） 嘉靖「江西通志」卷一。

（二） 同右。

（三） 正德「饒州府志」卷一 建置沿革。 註（三）参照。

（四） 乾隆「広信府志」卷二 地理沿革。

（五） 「太祖実録」卷一。 百六

（六） 「分野書」卷五。

（七） 武寧県の所屬について、「分野書」南昌府は「至元二十三年、寧州を置く。

県これに属す」とあるが、「元史」卷六十二 地理五は「大德八年（以後、竜興路）に直隸す」とある。また万暦「南昌府志」卷二に「（大德五年以後）武寧県、龍興路に隸す」とある。ここでは「元史」に従う。

（八） 同右書 南昌府 卷五、「元一統志」卷九 江西等。

（九） 「太祖実録」卷一、万暦「南昌府志」卷二。

（一〇） 「太祖実録」卷十。

（一一） 註（五）に同じ。

（一二） 「太祖実録」卷一百。

（三） 「分野書」卷五。 南昌府

（四） 万暦「南昌府志」卷二。 郡紀 「太祖実録」卷一百。

（五） 万暦「南昌府志」卷二。 郡紀

（六） 「分野書」卷五、「元一統志」卷九 江西等。

（七） 「太祖実録」卷一。 嘉靖「江西通志」卷十六 建置沿革。 建昌府に、「辛丑（至正二十一年）二月、肇昌府に改め、九月、建昌府に改む」とあるが、「太祖実録」

卷十、乙巳（至正二十五年）五月辛酉の条に「広信、撫州、建昌三路」とある。「実録」の記述が正しければ、改府は至正二十五年以後となる。

（八） 同「建昌府志」卷一 地理。

（九） 註（五）に同じ。

（一〇） 「分野書」卷五。 建昌

（一一） 註（八）に同じ。

（一二） 「分野書」卷五、「元一統志」卷九 江西等。

（一三） 「太祖実録」卷一、万暦「建昌府志」卷一。 郡紀 嘉靖「江西通志」卷十二 南康

には、「壬寅（至正二十二年）の年、帰附し、改めて南康府と為す」とある。

（一四） 「太祖実録」卷一。 万暦「建昌府志」卷一 沿革は改府を洪武六年とする。

（一五） 万暦「建昌府志」卷一。 沿革

（一六） 註（五）に同じ。

（一七） 「分野書」卷五。 南康府

（一八） 註（五）に同じ。

（一九） 「分野書」卷五、嘉靖「江西通志」卷十四 九江。

（二〇） 嘉靖「江西通志」卷十四 九江府。 府 建置沿革。 卷一 方輿志は、

「癸卯（至正二十三年）、我師、江州を取りて之を抜く。洪武元年戊申、改めて九江府と為す。五県はその旧名による」とある。

(三) 註(五)に同じ。

(三) 「分野書」卷五。  
九江府

(三) 同右書卷五、「元一統志」卷九  
撫州府 江西等処行中書省

(四) 「太祖実録」卷十 撫州府は「辛丑(至正二十一)の  
歳十一月帰附す。明年二月、路を改めて撫州府と為す」とあるが、嘉靖志

卷一 天文志三 には、改府を「洪武元年、とする。註(三)参照。  
歳選表

(五) 註(五)に同じ。

(五) 「分野書」卷五。  
撫州府

(五) 同右書卷五、「元一統志」卷九  
臨江府 江西等処行中書省

(六) 「明史」卷四十三 地。 嘉靖「江西通志」卷二十二 臨江府は「洪  
武元年、路を改めて臨江府と為す」とし、崇禎「清江県志」卷一 輿地志に

「洪武二年、路を改めて府となす」とある。しかし、「太祖実録」卷十、  
甲辰(至正二十四年)四月の条に、「臨江府同知趙天麟ら十四人を忠臣祠  
に祭る」とあるので「明史」の説をとる。

(六) 註(五)に同じ。

(四) 「分野書」卷五。  
臨江府

(四) 嘉靖「臨江府志」卷一、嘉靖「江西通志」卷二十二 臨江府。  
郡城志 靖「江西通志」卷二十二 建置沿革

(四) 嘉靖「江西通志」卷二十二 臨江府、「分野書」卷五。  
靖「江西通志」卷二十二 建置沿革

(四) 「分野書」卷五。  
臨江府

(四) 嘉靖「江西通志」卷三十 瑞州、崇禎「瑞州府志」卷一。 但し、嘉靖「上高県  
志」上邑に「乙巳(至正二十五年)、上高県を立て瑞州府に属す」とある。

(五) 崇禎「瑞州府志」卷一。  
沿革志

(六) 註(五)に同じ。

(六) 「分野書」卷五。  
臨江府

(六) 註(五)に同じ。

(六) 「分野書」卷五、「元一統志」卷九 江西等。  
袁州府 処行中書省

(六) 正「袁州府志」表 郡県。 「明史」卷四十三 地。 改府の年を庚子(至正二十  
年)とする。

(五) 正「袁州府志」表 郡県。

(五) 註(五)に同じ。

(五) 「分野書」卷五。  
臨江府

(五) 註(五)に同じ。

(五) 嘉靖「江西通志」卷三十二。  
袁州府

(五) 「分野書」卷五、「元一統志」卷九  
吉安府 江西等処行中書省

(五) 「明史」卷四十三 地。 嘉靖「江西通志」卷二十四 吉安府、順治「吉安府志」  
卷一 は、何れも洪武元年を改府の年とするが、「太祖実録」卷十、甲辰

郡紀は、何れも洪武元年を改府の年とするが、「太祖実録」卷十、甲辰  
(至正二十四年)十二月の条に、吉安府の記あり、「明史」の説に従う。

(五) 「太祖実録」卷三、嘉靖「江西通志」卷二十四。  
靖「江西通志」十八 靖「江西通志」吉安府

(五) 註(五)に同じ。

(五) 「分野書」卷五。  
吉安府

(五) 註(五)に同じ。

(五) 註(五)に同じ、順治「吉安府志」卷一。  
治順「吉安府志」郡紀

(五) 註(五)に同じ。

(五) 註(五)に同じ。

(六) 「元史」卷六十二、「元一統志」卷九 江西等、天啓「贛州府志」卷一  
志 地理五 処行中書省 啓「贛州府志」輿地志

一 沿は、石城県を贛州路属とするが、「分野書」卷五、「明史」卷四  
志地理は、寧都州所屬とする。「元史」に従う。

(六) 天「贛州府志」卷一 與地志一。  
天「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

(六) 啓「贛州府志」卷一 與地志一。なお、「明史」卷四十三、地は政府の年

条に、「直隸鄱陽府」とあり「太祖実録」卷十 乙巳「至正二十五年」正

月甲戌「一五五」の条に「饒州府」とあるから、政府は十二月二日以降の

甲辰の年ということになる。なお、同「饒州府志」卷一 地輿に「明初、

鄱陽府と爲し、江浙行省に隸す。洪武二年、改めて饒州府となす。九年、

江西布政司に隸す」とある。これによれば、洪武九年にはじめて江浙行省

から江西布政司に改属になったようにとれるが同「安仁県志」卷三には、

「洪武」四年、饒（州府）を江西行中書省に改隸す」とある。饒州府の

改属の年については、なお確認を必要とするが、ここでは洪武四年として

おく。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

(八) 正「饒州府志」卷一 建置沿革 治「饒州府志」卷一 地輿志。

四、福建等处承宣布政使司

○元、至正十六年正月、福建道宣慰使司を改めて行中書省を置く。<sup>(3)</sup>  
○洪武二年五月、福建行中書省を置き、福州・汀州・漳州・泉州・建寧・邵武・興化・延平八府をして之に隸せしむ。<sup>(3)</sup>○洪武九年六月、福建行中書省を改めて福建等处承宣布政使司となす。府八を領す。

(1) 福州府(元、福州路、福建行省に属す。二州〔福清・福寧〕属  
県―寧徳・福安〕・九県〔閩・候官・懷安・古田・閩清・長楽  
・連江・羅源・永福〕を領す<sup>(3)</sup>

○洪武元年、路を改めて福州府となす。<sup>(3)</sup>○洪武二年三月、福清州を改めて県となす。<sup>(3)</sup>○同年八月、福寧州を改めて県となす。<sup>(3)</sup>○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。<sup>(3)</sup>

領県十三(旧県九、新県四)

閩 倚 候官 懷安 古田 閩清 長楽 連江 羅源  
郭 永福

福寧州旧 ○洪武二年八月、福寧州を改めて福寧県となす。<sup>(10)</sup>

福安州旧、福寧州に属す ○洪武二年八月、福寧州より福州府に改属す。<sup>(11)</sup>

寧徳州旧、福寧州に属す ○洪武二年八月、福寧州より福州府に改属す。<sup>(12)</sup>

福清州旧 ○洪武二年三月、福清州を改めて福清県となす。<sup>(13)</sup>

(2) 建寧府(元、建寧路、福建行省に属す。至正二十二年、建寧分  
省を立てこれに隸す。七県〔建安・甌寧・浦城・建陽・崇安・松  
溪・政和〕を領す<sup>(14)</sup>

○洪武元年、路を改めて建寧府となす。<sup>(15)</sup>○洪武九年六月、行中書省を改めて、承宣布政使司となし、これに隸す。<sup>(16)</sup>

領県七(旧県七)

建安 倚 甌寧 倚 浦城 建陽 崇安 松溪 政和  
郭 郭

(3) 延平府(元、延平路、福建行省に属す。五県〔南平・尤溪・沙  
順昌・將楽〕を領す<sup>(17)</sup>

○洪武元年、改めて延平府となす。<sup>(18)</sup>○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。<sup>(19)</sup>

領県五(旧県五)  
南平 倚 將楽 尤溪 沙 順昌  
郭

(4) 邵武府(元、邵武路、福建行省に属す。四県〔邵武・泰寧・建  
寧・光沢〕を領す<sup>(20)</sup>

○呉元年、福建行中書省に属し、県四を領す。<sup>(21)</sup>○洪武元年、邵武路を改めて府となす。<sup>(22)</sup>○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。<sup>(23)</sup>

領県四(旧県四)  
邵武 倚 光沢 泰寧 建寧  
郭

(5) 汀州府(元、汀州路、福建行省に属す。六県〔長汀・寧化・清流・連城・上杭・武平〕を領す<sup>(24)</sup>

○洪武元年、路を改めて汀州府となし、福建等处行中書省に隸す。領県旧による。<sup>(25)</sup>○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。<sup>(26)</sup>

領県六  
長汀 倚 寧化 清流 連城 上杭 武平  
郭

(6) 興化府(元、興化路、福建行省に属す。三県〔莆田・仙遊・興  
化〕を領す<sup>(27)</sup>

○洪武元年、路を改めて府となし、福建等处行中書省に隸す。三県を領

すること旧の如し。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県三(旧県三)

莆田 僊遊 興化

(7) 泉州府(元、泉州路、福建行省に属す。至正十八年、泉州分省を立つ。七県〔晉江・南安・惠安・同安・永春・安溪・德化〕を領す)

○洪武元年、路を改めて泉州府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県七(旧県七)

晉江 郭 南安 惠安 同安 永春 安溪 德化

(8) 漳州府(元、漳州路、福建行省に属す。五県〔龍溪・漳浦・龍巖・長泰・南靖〕を領す)

○洪武元年、路を改めて漳州府となす。領県旧による。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県五(旧県五)

龍溪 倚 郭 漳浦 龍巖 長泰 南靖

(註)

(一) 弘治「八閩通志」卷一地理、崇禎「閩書」方域、「明史」卷四十五地理、譚其驥「元福建行省建置沿革考」『禹貢半月刊』第二卷第一期。

(二) 「太祖実録」卷四、崇禎「閩書」方域。

(三) 「太祖実録」卷一、崇禎「閩書」方域。

(四) 「分野書」卷六、弘治「八閩通志」卷八地理、福州府、行中書省、治「八閩通志」建置沿革。

崇禎「閩書」方域。

(五) 「分野書」卷六、弘治「八閩通志」卷一地理、福州府、治「八閩通志」理沿革。

崇禎「閩書」方域志。卷四十五地は改府の年を呉元年とし、

萬曆「福州府志」卷一沿革は洪武二年とする。

(六) 「太祖実録」卷四、「分野書」卷六、弘治「八閩通志」卷一地理、福州府、治「八閩通志」理沿革。

(七) 「太祖実録」卷四、「分野書」卷六、嘉靖「寧德県志」卷一、萬曆「福州府志」卷一沿革。

寧州志」卷一沿革。治「八閩通志」卷一地理は、改縣の年を

洪武元年とする。

(八) 註(三)に同じ。

(九) 「分野書」卷六、弘治「八閩通志」卷一、萬曆「福州府志」卷一沿革。

・懷安三県を附郭とする。

(一〇) 註(七)に同じ。

(一一) 萬曆「福州府志」卷一沿革、弘治「八閩通志」卷一、萬曆「福州府志」卷一沿革。

(一二) 嘉靖「寧德県志」卷一、弘治「八閩通志」卷一、萬曆「福州府志」卷一沿革。

(一三) 註(六)に同じ。

(一四) 「分野書」卷六、弘治「八閩通志」卷一、萬曆「福州府志」卷一沿革。

(一五) 弘治「建寧府志」卷一、弘治「八閩通志」卷一、萬曆「福州府志」卷一沿革。

(一六) 註(三)に同じ。

(一七) 「分野書」卷六、弘治「八閩通志」卷一、萬曆「福州府志」卷一沿革。

(一八) 「元史」卷六十二、弘治「八閩通志」卷八、隆慶「延平府志」卷一、隆慶「延平府志」卷一、隆慶「延平府志」卷一。

(一九) 「分野書」卷六、弘治「八閩通志」卷八、隆慶「延平府志」卷一、隆慶「延平府志」卷一、隆慶「延平府志」卷一。

改府の年を洪武二年とする。

(二〇) 註(三)に同じ。

(二一) 「分野書」<sup>卷六</sup> 延平府。

(二二) 同書<sup>卷六</sup> 邵武府。弘「元一統志」<sup>卷八</sup> 江浙等、靖「邵武府志」<sup>第二卷</sup> 建置沿革表。

(二三) 嘉「邵武府志」<sup>第二卷</sup> 王制。建置沿革表。

(二四) 「分野書」<sup>卷六</sup> 邵武府。弘「八閩通志」<sup>卷一</sup> 地理。註(三)参照。

(二五) 註(三)に同じ。

(二六) 「分野書」<sup>卷六</sup> 邵武府。

(二七) 同書<sup>卷六</sup> 汀州府。弘「元一統志」<sup>卷八</sup> 江浙等。弘「八閩通志」<sup>卷一</sup> 地理、嶺南。

「汀州府志」<sup>卷一</sup> 方輿志に、「至元十五年、升して汀州路と為し、福建

行中書省に隸す。以後、或は江西行中書省に隸し、或いは福建宣慰司元帥府に隸す。十六年、復、行中書省に隸す」とある。

(二八) 「分野書」<sup>卷六</sup> 汀州府。嶺南「汀州府志」<sup>卷一</sup> 方輿志、弘「八閩通志」<sup>卷一</sup> 地理、建置沿革。

(二九) 註(三)に同じ。

(三〇) 「分野書」<sup>卷六</sup> 汀州府。

(三一) 同書<sup>卷六</sup> 興化府。弘「興化府志」<sup>卷一</sup> 吏紀一、「元一統志」<sup>卷八</sup> 江浙等。

(三二) 「分野書」<sup>卷六</sup> 興化府。弘「八閩通志」<sup>卷一</sup> 地理。なお弘「興化府志」<sup>卷一</sup> 吏紀

一 叙は、改府の年を洪武二年とする。

(三三) 註(三)に同じ。

(三四) 「分野書」<sup>卷六</sup> 興化府。僊は仙に同じ。「分野書」の記載に従う。

(三五) 同書<sup>卷六</sup> 泉州府。弘「八閩通志」<sup>卷一</sup> 地理、「元一統志」<sup>卷八</sup> 江浙等。

(三六) 「分野書」<sup>卷六</sup> 泉州府。弘「八閩通志」<sup>卷一</sup> 地理、万「泉州府志」<sup>卷一</sup> 輿

沿革。

(三七) 註(三)に同じ。

(三八) 「分野書」<sup>卷六</sup> 泉州府。

(三九) 同書<sup>卷六</sup> 漳州府。弘「元一統志」<sup>卷八</sup> 江浙等、「大明一統志」<sup>卷七</sup> 十八

(四〇) 「分野書」<sup>卷六</sup> 漳州府。弘「八閩通志」<sup>卷一</sup> 地理、嘉「龍巖縣志」<sup>卷上</sup> 封

建、崇「漳州府志」<sup>卷一</sup> 輿地志上。建置沿革。

(四一) 註(三)に同じ。

(四二) 「分野書」<sup>卷六</sup> 漳州府。

## 五、広東等処承宣布政使司

○元、広東道宣慰使司を広州路に置き、江西等処行中書省に属す。また、海北海南道宣慰使司を雷州路に置き、湖広等処行中書省に属す。

○洪武二年三月、海北海南道をもつて広西等処行中書省に属す。広西の州、

県にして、先に湖広に隸するもの皆旧に復す。○洪武二年四月、広東道を

改めて広東等処行中書省となす。○洪武二年六月、広西の海南海北道の領

するところの府・州をして、広東省に隸せしむ(雷州府・高州府・欽州府・

廉州府・瓊州府)。○洪武九年六月、広東等処行中書省を改めて広東等処

承宣布政使司となす。

領府十(広州・惠州・肇慶・南雄・潮州・雷州・瓊州・高州・廉州・韶

州)、州七(連・德慶・崖・儋・万・化・欽)、県六十。

(1) 広州府(元、広州路、江西行省に属す。七県〔南海・番禺・東

莞・增城・清遠・新会・香山〕を領す)

○洪武元年、広州路を改めて広州府となす。○陽山県、桂陽州に属す。

○連山県、連州に属す。○洪武二年三月、陽山県を連州に隸す。桂陽州

二県を韶州府に隸す。○洪武三年、連山県を革む。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。○洪武十三年十一月、広州府に連山県をおく。○洪武十四年四月、陽山県を改めて連州となし、尋いでまた、陽山県をおき、連州に改属せしむ。

領州一

連州（連山・陽山）

領県七（旧県七）

南海 番禺 番禺 東莞 新会 增城 香山 清遠

(A) 連州（元、連州、江西行省に属す。県一〔連山〕を領す）

○洪武二年四月、連州を罷め、轄するところの陽山、連山両県を韶州府に隸す。○洪武十四年、連州を復置し、広州府に属す。

領県二（旧一、新一）

連山旧

○洪武元年、連州に属す。○洪武二年四月、連州を罷めて韶州府に属す。○洪武三年、連山県を陽山県に併入す。○洪武十三年十一月、連山県を復置す。

陽山 元、桂陽州

○洪武元年、桂陽州に属す。○洪武二年三月、陽山県を連州に改属せしむ。桂陽州を革む。○四月、連州を罷め、陽山県を韶州府に隸す。○洪武十四年、陽山県を改めて連州となし、ついで陽山県をおき、連州に改属せしむ。

(2) 惠州府（元、惠州路、江西行省に属す。一州〔循州〕属県一龍川・興寧・長樂）四県〔歸善・博羅・海豐・河源〕を領す

○洪武元年、惠州路を改めて惠州府となす。○洪武二年四月、循州を罷めて属するところの龍川・長樂・興寧三県を惠州府に隸す。領県七。○洪武九年六月、行中書省を改めて、承宣布政使司となし、これに隸す。

領県七（旧県四、新県三）

歸善 博羅 海豐 河源

龍川 旧、循州

○洪武二年四月、循州を罷め、惠州府に改属す。

興寧 旧、循州

○洪武二年四月、循州を罷め、惠州府に改属す。

長樂 旧、循州

○洪武二年四月、循州を罷め、惠州府に改属す。

(3) 肇慶府（元、肇慶路、江西行省に属す。二県〔高要・四会〕を領す）

○洪武元年、肇慶路・德慶路を改めて、肇慶府・德慶府となす。○洪武二年三月、封州を新州に併入し、属県封川・開建兩県を德慶府に隸せしむ。○洪武二年四月、新州・南恩州を革めて、属県新興・陽江・陽春三県を肇慶府に隸せしむ。○洪武九年四月、德慶府を改めて德慶州となし、肇慶府に属せしむ。端溪県を省入す。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領州一

德慶州（滝水・封川・開建）

領県五（旧県二、新県三）

高要 四会

新興 旧、新州

○洪武二年四月、新州を革めて肇慶府に隸す。

陽江 旧、南恩州

○洪武二年四月、南恩州を革めて肇慶府に隸す。

陽春 旧、南恩州

○洪武二年四月、南恩州を革めて肇慶府に隸す。

(A) 德慶州（元、德慶路、江西行省に属す。県二〔端溪・滝水〕を領す）

○洪武元年、德慶路を改めて德慶州となす。○洪武二年三月、封州を新州に併入し、属県封川・開建兩県を德慶府に隸せしむ。○洪武九年四月、德慶府を改めて德慶州となし、肇慶府に属せしむ。属県端溪県

を革む。

澆水 倚郭

封川 旧、封州に属す

○洪武二年、德慶州に来属す。

開建 旧、封州に属す

○洪武二年、德慶州に来属す。

(4) 南雄府（元、南雄路、江西行省に属す。県二〔保昌・始興〕を領す）

○洪武元年、南雄路を改めて南雄府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領県二

保昌 倚郭 始興

(5) 潮州府（元、潮州路、江西行省に属す。三県〔海陽・潮陽・揭陽〕を領す）

○洪武二年、潮州路を改めて潮州府となす。○四月、梅州を革めて轄するところの程郷県を潮州府に隸せしむ。○洪武九年六月、行中書省を改めて、承宣布政使司となし、これに隸す。

領県四（旧県三、新県一）

海陽 倚郭 潮陽 揭陽

程郷 旧、梅州に属す ○洪武二年四月、梅州より潮州府に改属す。

(6) 雷州府（元、雷州路、湖広行省に属す。県三〔海康・徐聞・遂溪〕を領す）

○洪武元年、雷州路を改めて雷州府となす。○洪武九年四月、廉州ならびにその属県、石康・靈山・欽県を雷州府に改属す。領県六。○六月、

行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。○洪武十四年五月、廉州を改めて府となし、欽県を改めて欽州となす。石康・靈山・欽州を廉州府に改属し、靈山を欽州に隸せしむ。

領県三

海康 倚郭 徐聞 遂溪

(7) 瓊州府（元、乾寧軍民安撫司、湖広行省に属す。県六〔瓊山・澄邁・臨高・文昌・樂会・会同〕を領す）

○洪武元年九月、乾寧軍民安撫司を改めて、瓊州府となす。○崖州吉陽軍、儋州南寧軍、万安軍をそれぞれ崖・儋・万州となし、瓊州府に隸せしむ。○南建州を改めて定安県となす。○洪武二年、瓊州府を降して州となす。○洪武三年、州を改めて瓊州府となす。○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。

領州三

崖州（寧遠）、儋州（宜倫・昌化・感恩）、万州（万寧・陵水）

領県七（旧県六、新県一）

瓊山 倚郭 澄邁 臨高 文昌 樂会 会同

定安 元、天曆二年定安県を陞して南建州となす ○洪武元年九月、南建州を改めて定安県となす。

(A) 崖州（元、吉陽軍、湖広行省に属す。県一〔寧遠〕を領す）

○洪武元年九月、吉陽軍を改めて崖州となし、瓊州府に属す。

領県一（旧県）

寧遠

(B) 儋州（元、南寧軍、湖広行省に属す。県三〔宜倫・昌化・感恩〕を領す）

○洪武元年九月、南寧軍を改めて儋州となす。

領県三(旧県)

宜倫 倚 昌化 感恩

(C) 万州(元、万安軍、湖広行省に属す。県二〔万安・陵水〕を領す)

○洪武元年九月、万安軍を改めて万州となす。

領県二(旧県)

万寧 倚 陵水

(8) 高州府(元、高州路、湖広行省に属す。県三〔電白・茂名・信宜〕を領す)

○洪武元年、高州路を改めて高州府となす。○化州路を改めて化州府となす。○洪武七年十一月、高州・化州二府を降して州となし、茂名・石龍県を革む。○洪武九年四月、高州府を復す。化州を降して化県となし、吳川・石城二県を以って高州府に隸す。○六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。○洪武十四年五月、化県を陞して化州となし、高州府に隸す。吳川・石城二県を以って化州に隸せしむ。高州府に茂名県をおく。

領州一

化州(吳川・石城)

領県三

電白 倚 信宜

茂名 ○洪武七年十一月、茂名県を革む。○洪武十四年五月、茂名県を復す。

(A) 化州(元、化州路、湖広行省に属す。県三〔吳川・石城・石龍〕を領す)

○洪武元年、化州府となす。○洪武七年十一月、化州府を州となし、

化州府の属県石龍県を省入す。○洪武九年四月、化州を降して化県となし、吳川・石城二県を以ってともに高州府に隸す。○洪武十四年五月、化県を化州となし、吳川・石城二県を以って化州に隸せしむ。

領県二(旧県)

吳川 石城

(9) 廉州府(元、廉州路、湖広行省に属す。県二〔合浦・石康〕を領す)

○洪武元年、廉州路を改めて廉州府となす。○洪武七年十一月、廉州府を改めて州となし、合浦県を革す。○洪武九年四月、欽州を降して県となし、廉州に属す。廉州をもつて雷州府に隸す。○六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。○洪武十四年五月、廉州を以って廉州府となす。欽県を以って欽州となし、靈山県を隸せしむ。合浦県を復し、合浦県・欽州、ともに廉州府に隸す。

領州一

欽州(靈山)

領県二

合浦 倚 郭 ○洪武七年十一月、革む。○洪武十四年五月、合浦県を復す。

石康

(A) 欽州(元、欽州路、湖広行省に属す。県二〔安遠・靈山〕を領す)

○洪武二年、欽州路を改めて欽州府となす。領県もとの如し。○洪武七年、欽州府を降して州となし、安遠県を革む。○洪武九年四月、欽州を降して欽県となし、廉州の属県となす。雷州府に属す。○洪武十四年五月、欽県を欽州となし、靈山県を属県となす。廉州府に改属す。

領県一

靈山

(10) 韶州府(元、韶州路、江西行省に属す。県四〔曲江・樂昌・仁化・乳源〕を領す)<sup>(三三)</sup>

○洪武元年、韶州路を改めて韶州府とす。<sup>(三三)</sup>○洪武二年三月、英德州を改めて県となし、属県の翁源とともに、韶州府に隸す。<sup>(三三)</sup>○四月、連州を革め、轄するところの陽山、連山二県を韶州府に隸せしむ。<sup>(三三)</sup>○洪武三年九月、連山県を陽山県に併入す。<sup>(三三)</sup>○洪武九年六月、行中書省を改めて承宣布政使司となし、これに隸す。<sup>(三三)</sup>○洪武十四年四月、陽山県、連州に改属す。

領県六(旧四、新二)<sup>(三三)</sup>

曲江 倚郭 樂昌 仁化 乳源

翁源 旧、英德路に属す。○洪武二年三月、英德州より韶州府に改属す。<sup>(三三)</sup>

英德(元、英德路。<sup>(三三)</sup>江西行省に属す。県一〔翁源〕を領す)<sup>(三三)</sup>

○洪武初め、英德路を改めて州となす。<sup>(三三)</sup>○洪武二年三月、英德州を英德県となす。<sup>(三三)</sup>

〔註〕

(一) 「明史」卷四十五 志。地理六 広東。「大明一統志」卷七十九 広東等 には、広東道宣慰司、ならびに海北海南道宣慰使司が何れも江西行中書省に隸したとあるが誤りである。

(二) 「明史」卷四十五 志。地理六 広東。「太祖実録」卷四。

(三) 「明史」卷四十五 志。地理六 広東。「分野書」卷七。廣州府。

(四) 「太祖実録」卷四。

(五) 同右書 卷一。百六。

(六) 「分野書」卷、卷十。七、八。

(七) 同右書 卷七。廣州府。「元一統志」卷九。

(八) 「分野書」卷七。廣州府。

(九) 同右書 卷二十。連州。

(一〇) 同右。

(一一) 「太祖実録」卷四。「分野書」卷二十。連州。

(一二) 「太祖実録」卷四。

(一三) 同右書 卷五。「分野書」卷二十。靖嘉「廣東通志」 廣東総に「県を省いて陽山に入る」とある。

(一四) 註(五)に同じ。

(一五) 「太祖実録」卷一百。三十四。

(一六) 同右書 卷一百。「分野書」卷二。

(一七) 「分野書」卷二十。連州。

(一八) 同右書 卷七。廣州府。

(一九) 同右書 卷二十。「元一統志」卷九。

(二〇) 註(三)に同じ。

(二一) 註(二六)に同じ。

(二二) 註(二〇)に同じ。

(二三) 註(二二)に同じ。

(二四) 註(二二)に同じ。

(二五) 註(二五)に同じ。「分野書」卷二十は、連山県の復置を洪武十四年とする。

(二六) 「分野書」卷二十。「元一統志」卷九。

(二七) 註(九)に同じ。

(二八) 註(二二)に同じ。

(二九) 註(三)に同じ。嘉「廣東通志」 廣東総は洪武三年とする。

- (三〇) 註(二六)に同じ。
- (三一) 「分野書」卷七 惠州府は循州を属州とする。「元一統志」卷九 江西等、「元史」卷六十二 志、嘉靖「惠州府志」卷一。  
十四 地理五 靖
- (三二) 「分野書」卷七 惠州府
- (三三) 「太祖実録」卷四、嘉靖「惠州府志」卷一。  
十一 靖
- (三四) 嘉靖「惠州府志」卷一 表
- (三五) 註(五)に同じ。
- (三六) 註(三三)に同じ。
- (三七) 註(三三)に同じ。
- (三八) 同右。
- (三九) 同右。
- (四〇) 「分野書」卷七 肇慶府は、旧路、二州二県を領す」とし、新州・南恩州を散州とする。「元一統志」卷九 江西等、「元史」卷六十二 志、  
処行中書省
- (四一) 「分野書」卷七、崇禎「肇慶府志」卷三。  
肇慶府 沿革表
- (四二) 「太祖実録」卷四、「分野書」卷七。  
肇慶府
- (四三) 「太祖実録」卷四、「分野書」卷七。  
肇慶府
- (四四) 「太祖実録」卷一。  
百五
- (四五) 註(五)に同じ。
- (四六) 「分野書」卷七。  
肇慶府
- (四七) 註(四三)に同じ。
- (四八) 註(四六)に同じ。「明史」卷四十五 志は「洪武元年、南恩州を廢し、新州に改属す」とする。  
地理六 廣東
- (四九) 同右。
- (五〇) 註(四〇)に同じ。
- (五一) 崇禎「肇慶府志」卷三。  
沿革表
- (五二) 註(四三)に同じ。
- (五三) 註(四三)に同じ。
- (五四) 註(四三)に同じ。

「洪武二年、改めて瓊州となし、三年、府に陞す」とある。

(七四) 「太祖実録」卷三。「明史」は元年十月とする。

(七五) 同右。

(七六) 「分野書」卷七、万「瓊州府志」卷二。沿革表

(七七) 同右。

(七八) 註(五)に同じ。

(七九) 「分野書」卷七。瓊州府

(八〇) 万「瓊州府志」卷二に、「洪武二年、瓊山を省く。三年、瓊山を復す」とあるが、「明史」卷四十五志は、「洪武二十年十月置く」とある。

(八一) 万「瓊州府志」卷二。註(三)参照。

(八二) 「分野書」卷七、万「元一統志」卷十。湖広等。沿革表

(八三) 註(七四)に同じ。

(八四) 「分野書」卷七。瓊州府

(八五) 註(八二)に同じ。

(八六) 註(八四)に同じ。

(八七) 註(八四)に同じ。

(八八) 註(八二)に同じ。

(八九) 註(七四)に同じ。

(九〇) 註(八四)に同じ。

(九一) 「分野書」卷七、「元一統志」卷十。湖広等。沿革表

(九二) 「明史」卷四十五志。地理六。広東

(九三) 同右。

(九四) 「太祖実録」卷九。万「高州府志」卷一。沿革表。高州府は洪武八年とする。

(九五) 同右書卷一。

(九六) 註(五)に同じ。

(九七) 「太祖実録」卷一百。三十七

(九八) 「分野書」卷七。高州府

(九九) 註(九四)に同じ。

(一〇〇) 註(九七)に同じ。

(一〇一) 註(九一)に同じ。

(一〇二) 「寰宇通志」卷一百五。高州府

(一〇三) 註(九四)に同じ。

(一〇四) 註(九七)に同じ。

(一〇五) 註(九七)に同じ。

(一〇六) 註(九七)に同じ。

(一〇七) 「分野書」卷二十、万「元一統志」卷十二。湖広等。沿革表

(一〇八) 「分野書」卷二十。崇「廉州府志」第一卷。図経志には「洪武元年、廉州路を置く。二年、路を改めて府となす」とある。

(一〇九) 「太祖実録」卷九。「分野書」卷二十、崇「廉州府志」第一卷。図経志は、何れも洪武八年とする。

(一一〇) 「太祖実録」卷一。「寰宇通志」卷一百五。は「八年改爲廉州属雷州府」とある。

(一一一) 註(五)に同じ。

(一一二) 「太祖実録」卷一百。三十七

(一一三) 註(二九)に同じ。「分野書」卷二十。合浦県の条に、「洪武元年、合浦を革めて石康県に入る」とあるが、石康県の条には八年とある。

(一一四) 註(二二)に同じ。

(一一五) 「分野書」卷二十。廉州府に、「洪武元年、広州府に改属す。八年、合浦を併入す」とある。

(一二六) 註(一〇七)に同じ。

(一二七) 「分野書」卷二十。崇「廉州府志」第一卷。図経志は「洪武三年」とする。

- (二八) 「太祖実録」 卷九、十四
- (二九) 註(二〇)に同じ。
- (三〇) 「太祖実録」 卷一百、三十七
- (三一) 「分野書」 卷二十、廉州府
- (三二) 「分野書」 卷二十、韶州府
- (三三) 嘉「韶州府志」 卷一、沿革
- (三四) 「太祖実録」 卷四、十
- (三五) 同右書 卷四、十一
- (三六) 同右書 卷五、十六
- (三七) 註(五)に同じ。
- (三八) 「太祖実録」 卷一百、三十九 「分野書」 卷二、十
- (三九) 「分野書」 卷二十、韶州府
- (四〇) 註(三三)に同じ。
- (四一) 「分野書」 卷二十、韶州府 「元一統志」 卷九、江西等、処行中書省 「明史」 卷四十五、地理六、廣東、には「元、英德州。広東道に直隸す」とある。
- (四二) 「元史」 卷六十二、志、嘉「韶州府志」 卷一、沿革 「分野書」 卷二十、韶州府は領県三とする。
- (四三) 「大明一統志」 卷七、嘉「広東通志」 韶州府図経。
- (四四) 註(三三)に同じ。

【付記】 表記法の不統一、当用漢字の使用等、本論文が形式上においても「稿」以上を出ないものであることをお断りする。